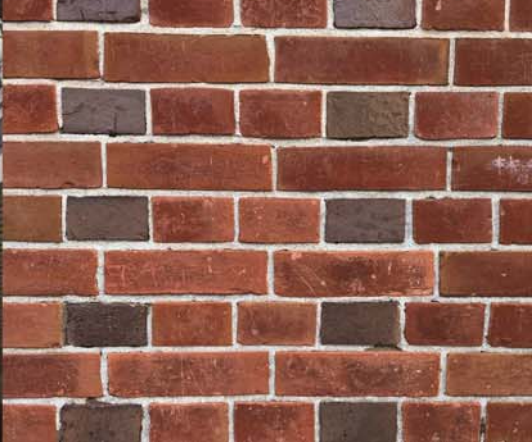


景観まちづくりガイドライン

# 東山手・ 南山手地区

Higashiyamate and Minamiyamate  
Community Development & Urban Regeneration Guidelines





# 目次

## 第1章 本ガイドラインについて

1-1 背景	1
1-2 目的	1
1-3 位置付け	1
1-4 使い方	1
1-5 対象範囲	
1-5-1 対象区域	2
1-5-2 対象行為	3
1-6 景観形成の方針	3

## 第2章 東山手・南山手地区の景観構造

2-1 地形	4
2-2 歴史	4
2-3 景観資産	5
2-4 住民の意識	6

## 第3章 これまでの取組みと課題

3-1 これまでの主な取組み	
3-1-1 長崎市景観計画	7
3-1-2 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	7
3-1-3 風致地区	9
3-1-4 長崎まちなかデザイン会議	11
3-1-5 長崎市屋外広告物条例	12
3-1-6 長崎市歴史的風致維持向上計画	13
3-1-7 長崎居留地歴まちランドデザイン	13
3-2 課題	13
3-3 取組みの方向性	14
3-4 現状における課題	15

## 第4章 ガイドラインの考え方

4-1 ガイドラインの考え方	16
4-2 景観まちすじ、景観まちかど、主要な眺望点の設定	
4-2-1 景観まちすじ	17
4-2-2 景観まちかど	17
4-2-3 主要な眺望点	18
4-3 目指すべき景観像	19

## 第5章 景観ガイドライン

5-1 概要	24
5-2 景観形成基準と景観まちすじの景観ガイドライン	
5-2-1 建築物及び工作物	24
5-2-2 開発行為等	39
5-2-3 屋外広告物	41
5-2-4 夜間景観	44
5-2-5 駐車場	45
5-2-6 仮設物	46
5-3 景観まちかどの景観ガイドライン	47
5-4 主要な眺望点で推奨される取組み	55

## 第6章 景観まちづくりの推進について

6-1 運用体制	56
6-2 時代の変化への対応	56
6-3 景観モニタリング	57
6-4 次世代との協働	57
6-5 地域での顕彰活動	57
6-6 支援制度	58



# 第1章 本ガイドラインについて

## 1-1 背景

長崎市では、昭和64年(1989)1月に長崎市都市景観条例を施行し、平成23年(2011)4月に景観法に基づく長崎市景観計画に移行するなど、長年、景観まちづくりに取り組んでいます。

東山手・南山手地区においては、昭和期に風致地区の指定、平成3年(1991)4月に重要伝統的建造物群保存地区(以下、伝建地区)の選定、平成4年(1992)3月に都市景観条例に基づく景観形成地区への指定など、複数の土地利用の規制を運用するなどして良好な景観形成を図ってきました。

令和2年(2020)3月には、当地区は国から認定された長崎市歴史的風致維持向上計画において、重点区域に設定され、「営みと賑わいが共生できるまち」を目指し、歴史を生かしたまちづくりに重点的に取り組む体制が整いました。令和3年(2021)11月には官民で重点区域歴史まちづくり計画(長崎居留地歴まちグランドデザイン)を策定し、「総合的で細やかな景観形成」を対応方針のひとつとして掲げます。



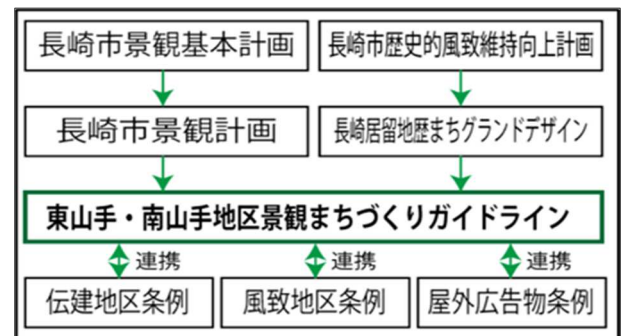
長崎居留地歴まちグランドデザイン

## 1-2 目的

上記の対応方針に基づき景観の価値を一層高めるため、本ガイドラインは景観に関する既存の計画や規制、目指すべき景観像、新たに設ける「景観形成誘導基準」、推奨する事例等について、市民や事業者にとって分かりやすく整理した手引書となることを目的とします。

## 1-3 位置付け

本ガイドラインは長崎市景観計画、長崎居留地歴まちグランドデザインを上位計画とし、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例や長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例、長崎市屋外広告物条例等の関連する施策と連携します。



本ガイドラインの位置づけ

## 1-4 使い方

本ガイドラインは、東山手・南山手地区景観形成重点地区において、景観まちづくりを推進するための規範とし、具体的には下記のような使い方を想定します。

### 【設計段階で】

建築物や工作物等を設計する際には本ガイドラインを参照して下さい。事前協議や景観計画区域内行為届出等の景観協議でも使用します。

### 【アドバイザー協議で】

ながさきデザイン会議等の景観に関するアドバイザー協議の場で、本ガイドラインに基づき助言を行います。

### 【日常生活で】

庭の手入れや軒先の置物など、景観を構成する要素は建設行為ではありません。本ガイドラインを参考に、日常生活のなかでも景観を意識し、可能な範囲で御協力をお願いします。

### 【地域の協議会で】

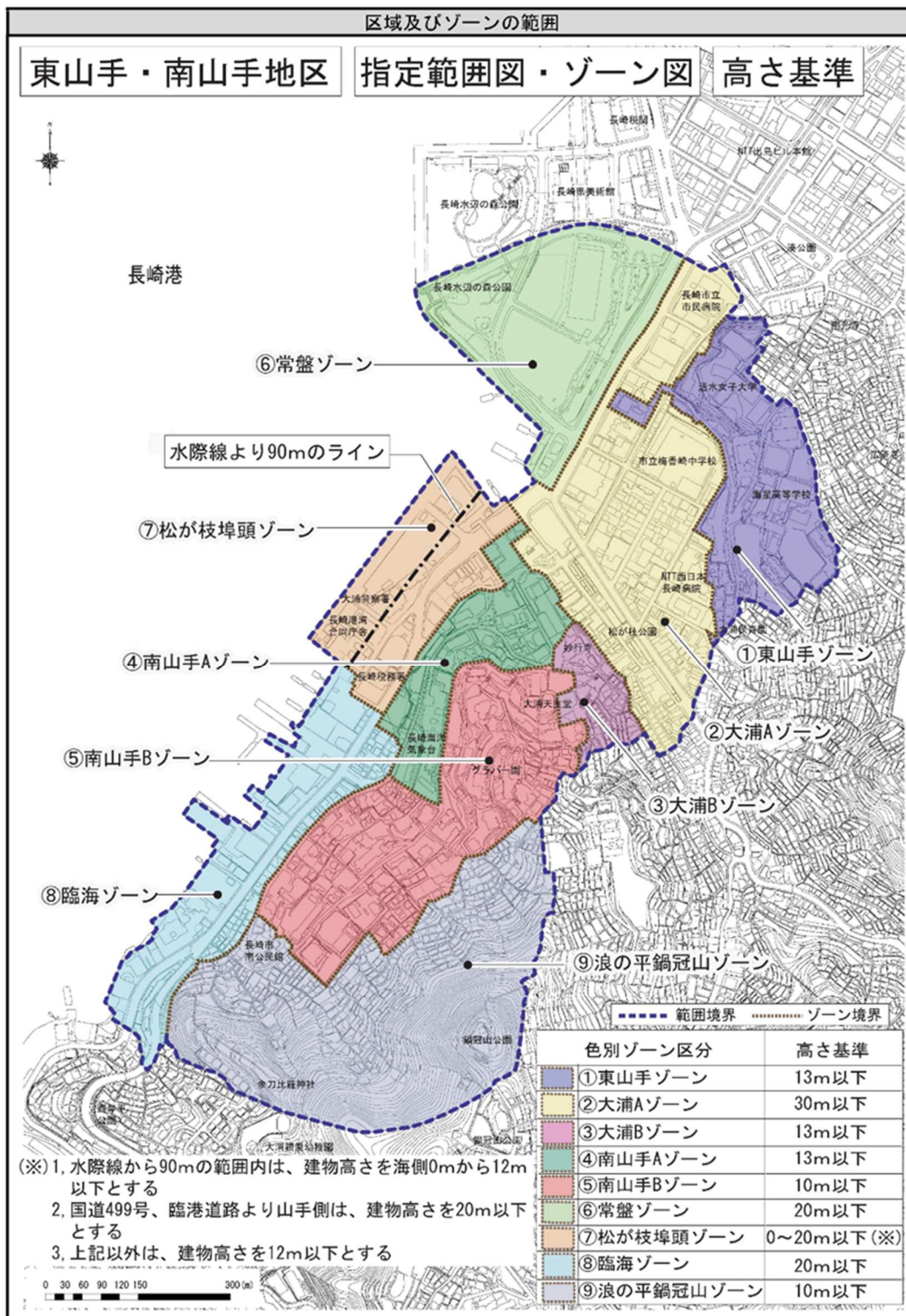
協議会や景観モニタリングにおいて本ガイドラインを活用し、景観の現状や変化について確認し、今後の景観まちづくりの方策について検討を行います。

## 1-5対象範囲

本ガイドラインは、以下の区域及び行為を対象とします。

### 1-5-1 対象区域

長崎市景観計画における景観形成重点地区「東山手・南山手地区」を対象区域とします。

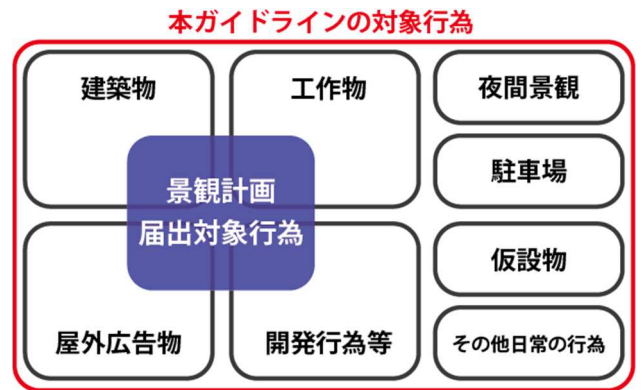


景観形成重点地区「東山手・南山手地区」の区域及びゾーン

# 第1章 本ガイドラインについて

## 1-5-2 対象行為

景観法に基づく長崎市景観計画における「景観形成基準」への適合を求める対象行為に加えて、本ガイドラインでは罰則等のない形式で御協力をお願いする「景観ガイドライン」を新たに設けます。景観ガイドラインについては景観法に基づく行為やその規模に限らず、夜間景観や駐車場、仮設物、建設行為以外の日常の行為（日常的な敷地の緑化等）についても対象とします。



景観形成重点地区の届出対象行為

届出を要する行為内容		景観法に基づき届出を必要とする行為規模	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの、又は、外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・門	・高さが2mを超えるもの
		・塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけテント及び藤棚その他これらに類するもの	・高さが1.5mを超えるもの又は、長さが5mを超えるもの
		・煙突、高架水槽	・高さが4mを超えるもの又は、外観面積の合計が5㎡を超えるもの
		・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの	・表示面積の合計が10㎡を超えるもの
		・広告板その他これらに類するもの	
		・立体駐車場	・すべてのもの
		・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント	
		・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設	
・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの			
・街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等			
・彫刻及びモニュメント			
	・自動販売機及びその附帯施設		
	・その他市長が指定したもの		
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		・土地の面積が1,000㎡以上のもの、又は、行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが1.5mを超えるもの、かつ、その期間が30日を超えるもの	

## 1-6 景観形成の方針

本ガイドラインは、長崎市景観計画における東山手・南山手地区景観形成重点地区の景観形成に関する方針に基づきます。

### <東山手・南山手地区景観形成重点地区の景観形成に関する方針>

- 洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進めます。
- 歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。

## 第2章 東山手・南山手地区の景観構造

### 2-1 地形

東山手・南山手地区は、北側に鍋冠山（標高169m）、南側にどんの山（標高130m）があり、西側は長崎港に面しており、東側は大浦川を谷とした丘陵地となっています。大浦川の下流域に広がる現在大浦と呼ばれる一帯は、かつては「雄浦」と呼ばれた大きな入り江となっていました。幕末以降の開発により、入り江や海岸は大幅に埋め立てられ、斜面地では住宅地が造成されるなど、都市化が進行しています。

### 2-2 歴史

近世の大浦は、長崎郊外の寒村で半農半漁の浜百姓が住んでいました。幕末、安政の開港により長崎に居留地が置かれることとなり、長崎に隣接する大浦の一帯が開発されることとなりました。まずは、万延元年（1860）に第1次居留地造成として湾の北側が埋め立てられ、文久元年（1861）には第2次居留地造成として湾の南側の下り松が埋め立てられました。元治元年（1864）には、第3次居留地造成として大浦地区の築増しと梅香崎が埋め立てられました。埋め立てられた土地は直線的な街路で区画整理され、我が国初の都市計画が行われました。

居留地は海岸沿いの上等地、その背後の中等地、山手の下等地の3種に分類されました。上等地には商社、中等地にはホテルや工場、下等地には教会や領事館、住宅が建設されました。明治20年代には東山手に多くのミッション・スクールが建設され、現存する活水女子大学と海星高等学校・中学校がその流れを汲んでいます。

明治24年（1891）から現代まで続く大浦諏訪神社の秋の大祭「大浦くんち」は、旧外国人居留地で行われる日本の祭りとして異彩を放っており、居留地時代の外国人も奉納踊りを楽しんだのではないかと思います。

明治後期から戦前にかけて、海外貿易の中心が神戸や横浜に移り、また日本の軍国主義が色濃くなるにつれて、居留地から外国人は去っていきました。

戦後の昭和29年（1954）、銅座川の変流工事や大浦川下流域や前面海上の大幅な埋め立てにより、居留地時代の海岸線は完全に消失しました。以降も海岸付近は埋め立てが進み、松が枝国際観光船ふ頭や長崎水辺の森公園等が整備され、海岸側には居留地時代の面影はほとんど残っていません。大浦海岸通りから東側のエリアについては、拡幅された場所があるものの、居留地時代の街区が遺っています。

昭和32年（1947）、長崎市は三菱重工長崎造船所より旧グラバー住宅の寄付を受け、「オペラ蝶々夫人のゆかりの地」として整備し、公開活用を開始しました。以後、隣接するリンガー住宅、オルト住宅を取得し、周辺一帯を「グラバー園」として整備して市内の洋館を移築することで歴史的建造物の保存と観光地化を進めてきました。

昭和末期、歴史的建造物や景観の保存に対する市民の意識が高まり、取り壊しが予定されていた旧香港上海銀行長崎支店の保存運動が起こりました。市民7万人余りの署名が集まり、市は解体を断念。国指定の重要文化財として保存する方針に転換しました。このことは、後の景観行政に影響を与える大きな出来事となりました。

平成2年（1990）に重要伝統的建造物群保存地区の指定、平成4年（1992）に景観形成地区の指定が行われ、歴史的景観保全のための制度が整いました。この頃、市の修景事業により、地区内の生活道路の多くで砂岩の石畳舗装が整備されました。



南山手の丘から大浦を望む



居留地時代のオランダ通り（※1）



居留地時代の大浦海岸通り（※2）



旧グラバー住宅



旧香港上海銀行長崎支店

## 第2章 東山手・南山手地区の景観構造

平成以降、大浦海岸通りの拡幅などにより、平坦地には高さ制限上限（31m）のマンションが数多く建設され、東山手から長崎港を望む眺望の多くは失われた一方で、南山手からの眺望は建物高さ規制により保全されました。

斜面地には、車が入らない不便な土地が多く、住宅の建て替えが難しいことなどの諸問題により、人口流出や少子化・高齢化が著しく進行し、空家や空地が増加しています。

斜面市街地再生事業によって、平成14年（2002）に斜行エレベーター「グラバースカイロード」が完成し、石橋電停からグラバー園第2ゲートがつながり、景観的にも大きく変化しました。また、石橋電停周辺では共同建替えが行われ、古い木造家屋群がマンションに変わるなど、斜面地の住環境の整備が行われました。しかし、当初の計画通りのまちづくりは実現できていません。

平成18年（2006）には、日本初のまち歩き博覧会「長崎さるく博'06」が開催され、1,000万人を超える市民や観光客が参加し、長崎居留地はその中心地として注目を浴びました。

平成26年（2014）に旧グラバー住宅が「明治日本の産業革命遺産」の構成資産に、平成28年（2016）に大浦天主堂が「長崎・天草の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として登録されたことで、2つの世界遺産が地域となったことで、長崎居留地への関心は高まっています。

今後は、松が枝国際観光船埠頭の2バース化整備が予定されており、浪の平地区の沿岸部は大きく景観が変化することが予測されています。



斜面地の空き地



浪の平地区の沿岸部

### 2-3 景観資産

#### (1) 歴史的建造物

現存する歴史的建築物の多くは比較的小規模な木造洋館で、一部煉瓦造や石造のものもあります。これらの多くは丘陵地にあり、8件の重要文化財、1件の県指定有形文化財、2件の市指定有形文化財、53件の伝統的建造物の特定物件、2件の景観重要建造物があります。昔ながらの石畳は、オランダ坂、どんどん坂、祈念坂などの路地に多く遺っています。それ以外でも、個人の宅地等にレンガ塀などの未指定の歴史的建造物が数多くあり、こうした無名の小さな資源も保全をしていく必要があります。

#### (2) 港とみどり

西側には長崎港が広がっており、季節や時間によって様々な港町の表情を見せてくれます。特に、南山手からは長崎港が良く見え、長崎を代表する風景となっています。最近では、外国人を乗せた大型クルーズ船が頻繁に入港し、賑わいのある新しい港の景観を形成しています。また、この地区は、緑が豊かで、特に、鍋冠山周辺は長崎市中心部の貴重な緑地となっており、頂上には公園や展望台が整備されるなど、市民や観光客の憩いの場となっています。



鍋冠山の緑

#### (3) まちの骨格

幹線道路以外の小さな道は、居留地時代に造られたものが多く、現在の道路の形態と一致する場所が数多くあります。これらの戦災や戦後の都市開発を免れた歴史的なまちの骨格を景観資産として保全するためには、全国画一的な手法ではなく、斜面地や路地が多い長崎に合った都市開発の方法についても検討していく必要があります。



明治時代の古地図



## 2-4 住民の意識

令和5年（2023）2月、長崎居留地歴史まちづくり協議会で、景観の現状を把握する「景観ウォッチング」を行い、「良い景観」、「改善して欲しい景観」等について調査を行いました。知られていない景観資産、民間の修景の取り組み、景観を阻害する電線類、公共空間のあり方などに意見が集まりました。



景観ウォッチングの様子



## 第3章 これまでの取り組みと課題

### 3-1 これまでの主な取り組み

#### 3-1-1 長崎市景観計画（東山手・南山手地区景観形成重点地区）

##### (1) 趣旨

長崎市総合計画における将来の都市像の実現に向け、総合的な景観形成を図ることを目的として策定しているものであり、昭和64年（1989）1月1日に施行された長崎市都市景観条例に基づき、平成4年（1992）より東山手・南山手地区に建築物や工作物等の行為の規制が設けられ、平成23年（2011）4月1日より、景観法に基づく法定景観計画に移行しました。

##### (2) 景観の形成に関する方針

- ・洋館を中心とする歴史遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進めていきます。
- ・歴史的資産や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。

##### (3) 届出行為

- ・建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転
- ・建築物、工作物の外観を変更することとなる若しくは模様替え又は色彩の変更
- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更行為
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積



景観重要建造物に指定され、保全がされている



景観重要建造物に指定され、保全がされている



高さ規制により長崎港への眺望が保全されている

#### 3-1-2 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例

##### (1) 趣旨

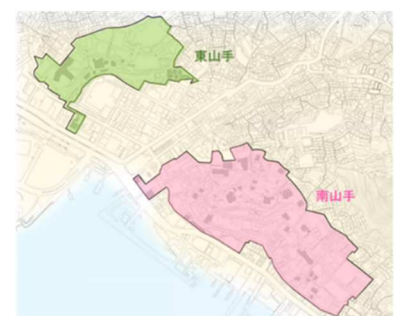
伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物と土木工作物や樹木などの周囲の環境が一体をなして形成している歴史的な町並みを保存するため、市町村条例により（都市計画区域内においては都市計画で）定める区域です。平成2年（1990）に施行されました。

##### (2) 保存の方向

保存地区は、長崎がもつ都市の個性を最も代表する地区となっています。そのため、洋風建物をはじめ、数多くの歴史的遺産を保存し、これと一体をなす歴史的環境を保全することによって、長崎でしか求められない旧居留地時代の歴史的環境を生かした町づくりを絶えず志向しています。さらに文教・住宅地として、日常生活の安全、利便及び快適な環境の保全と整備につとめています。

##### (3) 許可を受けなければならない行為

- ・建築物や工作物の新築・増築・改築・移転・除去
- ・建築物や工作物の修繕・模様替え・色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- ・宅地の造成その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採



東山手・南山手  
伝統的建造物群保存地区

(4) 許可基準

項目		許可基準	修景基準	修理基準	
建築物・工作物	位置 外壁の位置	街路沿いの建築物の壁面の位置は、周囲の建築物の壁面の位置と調和するようにするものとする	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため原則として現状維持又は復元修理とする。</li> <li>・ 環境物件については、原則として復旧とする。</li> <li>・ 環境物件（伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる樹木、石垣、石畳、石溝、煉瓦（へい等の物件）については、原則として復旧する。</li> <li>・ 洋館などの伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため原則として現状維持又は復元修理する。</li> </ul>	
	建築物の高さ	<p>【東山手・南山手 A 区域】</p> 13m 以下とする。ただし ①エレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分水平投影面積が該当建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さの 5m までは当該建築物の高さに算入しないものとする。 ②建築物の屋上に設置される高架水槽及び冷却塔は、建築物本体からの高さが 7m 以下とする。 <p>【南山手 B 区域】</p> 10m 以下とする。 軒の高さは歴史的な風致を著しく損なわないものとする。	<p>【東山手・南山手 A 区域】</p> 13m 以下とする。 <p>【南山手 B 区域】</p> 10m 以下とする。		
	規模 建築物の構造階数	<p>【東山手・南山手 A 区域】</p> 地上 3 階以下とする。 <p>【南山手 B 区域】</p> 地上 2 階以下とする。	<p>【東山手・南山手 A 区域】</p> 構造は伝統的洋風建築様式を踏襲した木造又はレンガ、石積み形式で地上 3 階以下とする。ただし地下は含まないものとする。 <p>【南山手 B 区域】</p> 構造は伝統的洋風建築様式を踏襲した木造又はレンガ、石積み形式で地上 2 階以下とする。		
	工作物の高さ	<p>【東山手・南山手 A 区域】</p> 13m 以下とする。ただし①へい等の高さは 2m 以下。②建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが 7m 以下とする。 <p>【南山手 B 区域】</p> 10m 以下とする。ただし①へい等の高さは 2m 以下。②建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが 3m 以下とする。	同左		
	意匠	一般原則	歴史的な風致を著しく損なわないものとする。		伝統的洋風建築様式に合致するものとする。（工作物についても同様とする）
		屋根・軒	屋根は、原則として 2 方向以上の傾斜屋根で、軒の形態も歴史的な風致を損なわないものとする。		
	建築設備などの位置及び形態		歴史的な風致を著しく損なわないものとする。		洋風の伝統的意匠のものほかは原則として露出しないものとする。
	駐車場及び車庫の位置・意匠		街路に面した駐車場及び車庫は、周囲の景観と調和のとれたものとする。		同左
	屋外広告物		歴史的な風致を著しく損なわないものとする。		歴史的な風致に調和したものとする。
	土地の形質		土地の形質の変更を行うときは、変更後の土地の形質の状態が歴史的な風致を著しく損なわないものとする。		同左
木竹の伐採		樹高 10m 以上又は地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m を超える樹木は伐採しないこととする。ただし、やむを得ず伐採しなければならないときには、これに代わる植栽を行うものとする。			
土石類の採取		土石類の採取を行うときには、採取後の状態が歴史的な風致を著しく損なわないものとする。			

# 第3章 これまでの取り組みと課題

## 3-1-3 風致地区

### (1) 趣旨

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区を指しています。風致政令における行為規制の内容は以下のとおりとなっており、許可が必要です。昭和38年(1963)に施行されました。



東山手・南山手風致地区

### (2) 許可が必要な行為

- ・ 建築物の建築その他工作物の建設 (建ぺい率、高さ、壁面後退)
- ・ 建築物等の色彩の変更
- ・ 宅地の造成等 (適切な植栽等により覆われた率、のり)
- ・ 水面の埋立て又は干拓
- ・ 木竹の伐採
- ・ 土石の類の採取
- ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積



深い緑で覆われた鍋冠山

### (3) 許可基準

#### 1) 建築物 (工作物を含む) の新築・増築・移転の許可基準

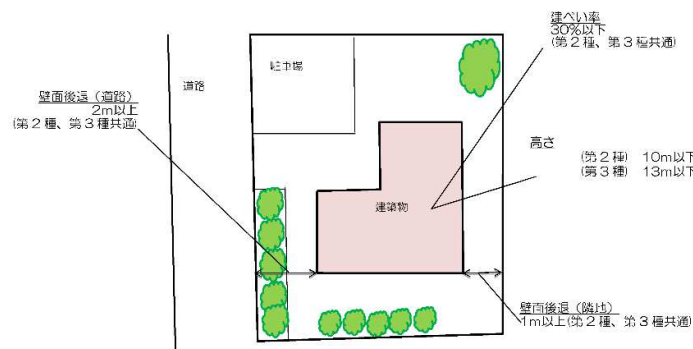
建築物及び工作物等の新築、増築又は移転を行う場合の主な許可基準は、次のとおりです。種別の指定 (現在、第2種又は第3種のみ指定) を行っており、種別毎に許可基準を定めています。

#### ■ 建築物 (工作物を含む) の新築・増築

仮設建築物等	容易に移転、除却することができる構造であること。 規模及び形態が、区域内の風致と著しく不調和でないこと。
地下に設ける建築物等	位置及び規模が、区域内の風致の維持に著しく支障を及ぼすおそれが少ないこと。
その他の建築物等	高さ、建ぺい率、壁面線の後退距離については、下表のとおり。 建築物等の位置、形態、規模及び意匠が区域内の風致と著しく不調和でないこと。

#### ■ 許可基準

項目		第1種	第2種	第3種	第4種
高さ		8m 以下	10m 以下	13m 以下	15m 以下
建ぺい率		20% 以下	30% 以下		40% 以下
壁面後退	道路境界	3m 以上	2m 以上		
	隣地境界	1.5m 以上	1m 以上		



風致地区の許可基準(建築物等)のイメージ

## ■ 建築物（工作物を含む）改築

- ・ 建築物にあっては、改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと
- ・ 改築後の建築物等の位置、形態、規模及び意匠が、区域内の風致と著しく不調和でないこと

## ■ 建築物（工作物を含む）の移転

- ・ 高さ、建ぺい率、壁面線の後退距離については、前頁の表のとおり
- ・ 建築物等の位置、形態、規模及び意匠が区域内の風致と著しく不調和でないこと

## 2) 宅地の造成等

- ・ 緑化率については、下表のとおり
- ・ 周辺の木竹の育成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・ 宅地の造成等の面積が 1ha を超える場合には、原則 5m を超えるのりを生じる切土や盛土、市長が指定した森林の伐採は、出来ない
- ・ 1ha 以下の宅地造成で、5m を超えるのりを生じる切土や盛土を行う場合には、区域の風致を損なわないよう、植栽を行うこと

項目		第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種
緑化率	市街化調整区域	40%以上	30%以上	20%以上	20%以上
	市街化区域	20%以上			
風致を損なわず木竹の育成に支障を与えないこと。形質の変更を行う区域が 1ha を超える場合には、高さが 5m を超えるのりを生ずる切盛を行わないこと。					

※当該土地の造成等に係る土地の面積が、1,000 平方メートル未満の場合にあっては、当該割合に 2 分の 1 を乗じて得た割合

## 3) 木竹の伐採

- ・ 建築物等の新築、改築、増築又は移転、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更を行うための必要な最小限度の伐採
- ・ 区域内の風致を損なうおそれが少ない森林の択伐
- ・ 伐採区域が 1ha 以下で、成林が確実に認められる森林の皆伐
- ・ 区域内の風致を損なうおそれが少ない森林以外の木竹の伐採

## 4) 土石の類の採取

- ・ 原則採取の方法は、露天掘りではなく、区域内の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと

## 5) 水面の埋立て又は干拓

- ・ 適切な植栽を行うことにより、行為後の土地の様子が区域内の風致と著しく不調和でないこと
- ・ 区域内の木竹の育成に支障を及ぼすおそれのないこと

## 6) 建築物等の色彩の変更

- ・ 変更後の色彩が、区域内の風致と著しく不調和でないこと

## 7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

- ・ 堆積を行う土地が、区域内の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと

## 第3章 これまでの取り組みと課題

### 3-1-4 長崎まちなかデザイン会議

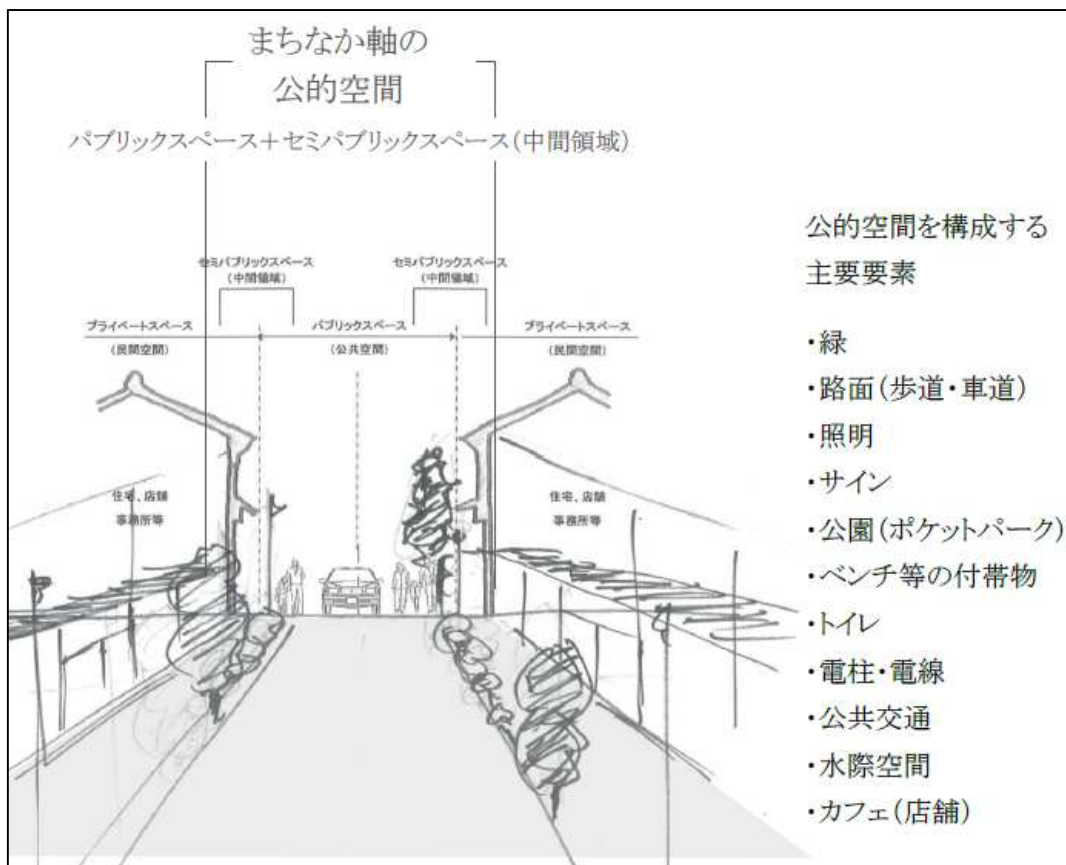
#### (1) 趣旨

「長崎まちなかデザイン戦略」とは、まちなかをより魅力的な空間とするために、「まちなか軸」を中心としたまちなかの公的空間の理想的なデザインの方向性と、そのデザインを実現するための仕組みを示したものです。

#### (2) 方針

緑、路面（歩道・車道）、照明、サイン、公園（ポケットパーク）、ベンチ等の付帯物、トイレ、電柱・電線、公共交通、水際空間、カフェ（店舗）を対象として、「緑でつなぐ」「時間軸を考える」「連続性を確保する」「統合性（関連性）を考える」「機能性と安全性を担保する」「環境との調和を図る」「みんなで創る」の7原則を掲げています。東山手・南山手地区の具体的な方針は下記の通りです。

- ・ 居留地と歴史性に調和したデザインとする
- ・ 回遊性を高めるデザインとする
- ・ 国際港湾都市の玄関口にふさわしい海辺の空間をつくる
- ・ 歴史環境と調和した緑を保全する
- ・ まちかどの魅力を高める
- ・ 交通結節点の魅力を高める
- ・ 眺望景観に配慮したデザインとする



まちなかデザイン会議の対象

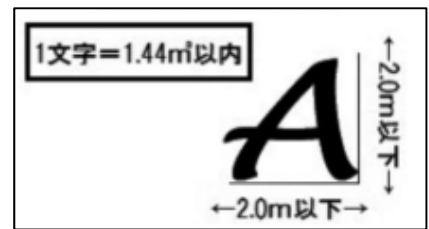
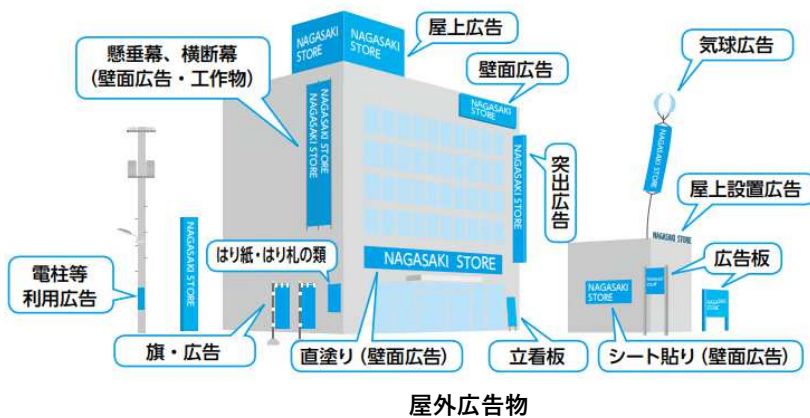
### 3-1-5 長崎市屋外広告物条例

#### (1) 趣旨

平成9年(1997)4月に長崎市屋外広告物条例を施行し、地域の特性に応じた屋外広告物の基準を定めています。景観形成重点地区については、景観計画で定める景観形成基準にも適合する必要があります。

#### (2) 屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して表示されるもの、屋外で表示されるもの、公衆に表示されるもの、看板・立看板・はり紙・はり札並びに広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものものを指します。



文字の大きさの制限

#### (3) 行為と制限

許可地域	概要	総量規制
第1種	条例第4条1号に規定する市長が指定する区域以外及び第2種許可地域及び第3種許可地域以外の区域	12 m <sup>2</sup> 以下
第2種	都市計画法に規定された第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域、三和都市計画区域、琴海都市計画区域の主要道路沿線部、外海地区及び野母崎地区の主要道路沿線部	30 m <sup>2</sup> 以下
第3種	都市計画法に規定された、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	80 m <sup>2</sup> 以下(第3種許可地域で屋上のみ表示する場合、1面 80 m <sup>2</sup> 以下、合計 160 m <sup>2</sup> 以下)

※第2種許可地域内の「敷地面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超える事業所」にあつては、広告物の総表示面積を 80 m<sup>2</sup>に緩和しています

#### ■ 共通要件 (抜粋)

- ① まちの美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するもの
- ② 蛍光塗料を使用しないものであること
- ③ 広告物又は広告物を掲出する物件の裏面及び側面についても、美観を損なわないよう施工する
- ④ 広告物に表示する一文字の面積は、1.44 m<sup>2</sup>以内及び、最大寸法は、2.0m以下であること  
(企業のロゴマーク内の文字も同様)

※上記のほか、共通要件、共通基準、個別基準等に適合させる必要があります。

詳しくは、長崎市屋外広告物の手引きをご覧ください。

## 第3章 これまでの取り組みと課題

### 3-1-6 長崎市歴史的風致維持向上計画

#### (1) 趣旨

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、まちづくり行政、文化財保護行政、観光行政及び市民が連携、協働して、長崎市固有の「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」（以下、「歴史的風致」という。）を守り育て、次世代へと継承していくことを目的として、「長崎市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

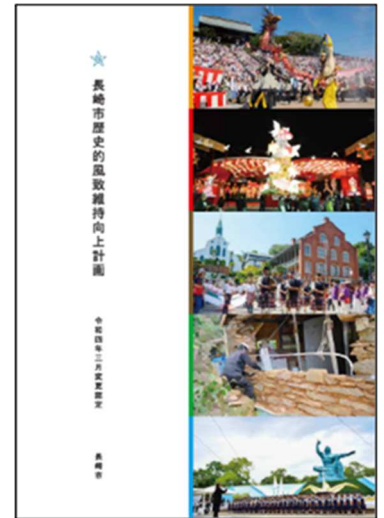
#### (2) 関連する方針

##### 【まちづくりの方針】

歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまち。

##### 【歴史的建造物の周辺環境の保全・形成】

地域の歴史や自然、まちなみ等の個性を生かした魅力的なまちになっている。



長崎市歴史的風致維持向上計画

### 3-1-7 長崎居留地歴史まちグランドデザイン

#### (1) 趣旨

地域主体の長崎居留地歴史まちづくり協議会と行政が一体となって、地区の将来像や将来像の実現に向けた方針等を示す「歴史まちづくり計画」を令和3年（2021）11月に策定しました。これに基づき歴史的建造物の保存・活用と周辺環境の整備等を推進しています。

#### (2) 関連する方針

##### 【対応方針 3-2】 総合的で細やかな景観形成

各種規制や支援制度が連携した総合的な景観形成や、具体的な視点場を設定した細やかな景観形成を推進し、資産としての価値を高めます。



長崎居留地歴史まち  
グランドデザイン

### 3-2 課題

上位計画で指摘された景観まちづくりに関する評価について整理します。

#### (1) 長崎市歴史的風致維持向上計画

- ・歴史的建造物の周辺にある歴史ある石積みや塀、樹木や緑地等の身近な景観資源が失われる場合がある。
- ・建築物等のデザイン指針（ガイドライン）が整備されている地区やそれに基づく修景に対する支援を受けられる地区が限られていることから、魅力的なまちなみが面的、連続的に形成されるには至っていない地域がある。
- ・自然や歴史等の景観資源を十分にまちづくりに生かしきれていない。
- ・景観阻害要因については、依然として電柱・電線類等が景観や眺望、円滑な通行の支障となっている場合がある。
- ・斜面市街地や過疎化が進行する地域では少子高齢化による空き家の増加が景観を悪化させる一因ともなっている。



- ・公共空間のデザインについては、調整不足等により、景観形成における先導的役割を果たしきれていない場合がある。
- ・良好な景観の魅力国内外へ積極的に十分に発信できていない。
- ・市民主体で景観まちづくりを進める必要があるが、まちづくりに参加できる機会が限定的であることから、市民の景観まちづくりに対する理解や機運が依然として不足しており、景観まちづくり地域団体等の活動が一部の地域に限られている状況にある。

## (2) 長崎居留地歴まちグランドデザイン

- ・洋館や港への眺望が、肥大化した樹木、電柱・電線等によって阻害されており、老朽化した空き家や管理されない空き地が増加し、町並み景観に悪い影響を与えている。
- ・主要な動線沿いの建築物や工作物の修景が不足している箇所があり、自然と歩きたくなる雰囲気は線的・面的に形成できていない。
- ・公共サイン等の統一ができておらず、景観を損ねている。

### 3-3 取組みの方向性

上位計画における、景観まちづくりの取組みの方向性について整理します。

#### (1) 長崎市歴史的風致維持向上計画

- ・景観法や都市計画法、伝統的建造物群保存地区保存条例等による建築物等の意匠・形態等の規制・誘導や緑化の推進に引き続き取り組むとともに、歴史的建造物周辺の自然や歴史等の資源を生かすための景観まちづくりガイドラインの整備、ガイドラインに基づく建築物等の修景に対する技術的な支援や経費の助成に取り組む。
- ・良好な景観の阻害要因となっている電柱・電線類については、管理者や地域と協議を行いながら無電柱化の整備を推進する。
- ・景観や眺望の阻害要因となっている空き家や屋外広告物、樹木等についても対策を講じる。
- ・景観に大きな影響を与える公共空間については、市民参加の機会を積極的に創出しながらデザインや夜間景観の向上、緑化等を図ることで、景観形成における先導的な役割を担っていく。
- ・情報発信の拠点となる施設の整備やSNS等の有効活用による良好な景観（自然やまちなみ、眺望等）の魅力の国内外への発信等に取り組む。
- ・各種規制や支援制度が連携した総合的な景観形成や、具体的な視点場を設定した細やかな景観形成を推進し、資産としての価値を高める。

#### (2) 長崎居留地歴まちグランドデザイン

- ・世界遺産のバッファゾーンの適切な保全。
- ・主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や電柱・電線類等への対応。
- ・顕在化されていない景観資産（坂道や路地、長崎港への眺望等）の磨き上げ。
- ・洋館や港を望む眺望スポットの整備。
- ・商業集積地における歴史文化や賑わいが感じられる景観形成の強化と支援。
- ・ランドマークの適切なライトアップやガイドラインに準拠した建物照明の設置。
- ・景観形成のあるべき姿や既存の各種規制・推奨基準等が整理された景観まちづくりガイドラインの作成と、修景基準に準拠した民間施設の修景に対する補助金創設の検討。

## 第3章 これまでの取り組みと課題

### 3-4 現状における課題

現地の景観上の課題を写真付きで整理します。



(長崎市南山手町)

長年活用できず、老朽化している歴史的建造物がある



(浪の平空中散歩道)

適切に管理されない空地が増加しており、景観に悪い影響が出ている



(どんどん坂)

観光地からの眺望を阻害する電線類がある



(南山手レストハウス)

観光施設からの眺望を阻害する電線類がある



(長崎市南山手町)

機械的な工作物が目立つ場所に設置されている



(グラバー坂)

観光客が多く通行する場所に屋上広告や原色の屋外広告物が設置されている



(オランダ通り)

観光客が多く通行する場所に原色の自動販売機が設置されている



(長崎市大浦町)

庭木の管理が行き届かず、道路空間まで繁茂している



(長崎市南山手町)

電柱が歴史的建造物への景観を阻害している



(長崎市東山手町)

緑化された擁壁と排水管の色彩が異なり、排水管が目立っている



(長崎市南山手町)

空き家の管理が行き届かず、老朽化している



(長崎市東山手町)

石畳等の美装化舗装が復旧されていない場合がある

## 第4章 ガイドラインの考え方

### 4-1 ガイドラインの考え方

これまでの取り組みを振り返り、今後、より一層の景観まちづくりを進めるにあたり、7つの考え方を以下に示します。

#### (1) これまでの考え方や取組みを大切にし、その延長線上で考える。

##### ・既存の景観規制を踏襲

風致地区、伝建地区、景観形成重点地区等の規制は今後も継続し、本ガイドラインの内容を実践するなかで、必要に応じて見直しを行います。

##### ・景観形成基準を解説

景観形成基準については、明確な数値規制に馴染まないものがあることから、これまでの実績や先進事例を紹介し、解説します。

#### (2) これまで意識が届かなかった、小さな無名の景観資産を大切にする。

##### ・身近な景観資産の保全

地域の方が大切にしている身近な景観資産を顕在化し、大切に守り育てます。

#### (3) 経路やスポットを絞り、心から感動できる景観を創る。

##### ・港や市街地を見下ろす眺望点の顕在化

眺望景観をこれからのまちづくりに生かすため、重要な眺望点の位置を明確にします。

##### ・回遊を促す「景観まちすじ」の形成

歴史的建造物が集積し、多くの来訪者が訪れるルートを「景観まちすじ」として明確化し、景観まちづくりを重点的に行います。

##### ・歴史を感じられるスポット「景観まちかど」の形成

景観まちすじの中で、歴史的な風情のある場所やゲートとなる場所を「景観まちかど」として明確化し、景観まちづくりを重点的に行います。

#### (4) 時代の変化に対応する。

##### ・気候風土適応住宅の適応

住宅省エネ法改正の対応が今後必要となる気候風土適応住宅について検討し、実効性のある景観まちづくりを行います。

##### ・情報社会への対応

いわゆる「写真映え」や「縦型画像」など、スマートフォンやSNSが普及するなかで景観の魅力を発信するための必要な取り組みを行います。また、情報技術を駆使し、住民参加によりあらゆるデータ（メタデータ）を活用するなどのDXまちづくりを推進します。

#### (5) 公共施設デザインの規制・誘導を推進する。

道路、河川、公園・広場、港湾、サイン等、市民や来訪者が日常的に利用する公共空間はとても重要であり、景観形成を先導する公共施設のデザインへの規制・誘導を推進します。

#### (6) 人々の活動・営みをデザインする。

##### ・軒先の小さな工夫

通りを草花で彩る、居留地の雰囲気にあった広告物を掲出する、歩いて楽しい仕掛けをするなど、街中でたくさんの小さな工夫を行います。

##### ・仮設物のデザイン

これまで重要視されてこなかった仮設物も、来訪者にとっては重要な景観要素であることから、仮設物のデザインについても配慮します。

## 第4章 ガイドラインの考え方

### (7) 市民参加や専門家など多様な関係者で推進できる仕組み創る。

#### ・事業者等と地域との情報共有

大規模な建設行為については、構想段階から必要に応じて地域の協議会等で情報を共有します。

#### ・景観レビュー制度

行政だけでなく、地域住民が一体となって、この地域の景観の変化を継続的にチェックできる仕組みを構築します。

#### ・地域に根差した専門家育成

この地域の歴史的経緯や歴史的建造物、景観に関する深い知見を有する専門家を育成し、産学官民の協働により、景観まちづくりを推進します。

#### ・地域の景観まちづくりの顕彰

地域の団体が主体となり、地域の景観まちづくりに関する顕彰制度を設けます。

#### ・次世代と学ぶ機会の創出

地域住民や学生等が協働して地域の歴史や景観について学び、考える機会を創ります。

### 4-2 景観まちすじ、景観まちかど、主要な眺望点の設定

これまでにはゾーン毎に景観形成の方針等が作成されたが、本ガイドラインでは重要な経路とポイント（点）を絞り、一層きめ細かい景観形成を行います。また、主要な眺望点についても明確に示します。

#### 4-2-1 景観まちすじ

ランドデザインで定義された歩行ネットワーク・補助ネットワークについて、特性を生かした一層の景観づくりに取り組みます。

- ① シンボルロード景観まちすじ…長崎居留地を象徴する、まちのファサードを形成します。
- ② 賑わい景観まちすじ…おもてなしの心で、歩いて楽しい町並みをつくります。
- ③ 生活道路景観まちすじ…できるだけ造成を抑制し、歴史的な景観と生活との共存を図ります。
- ④ 路地景観まちすじ…歴史ある路地を保全し、長崎らしい暮らしを魅せます。

#### 4-2-2 景観まちかど

その界隈の雰囲気我代表するような良質な小空間として、より一層の景観づくりに取り組みます。

- ① スポット景観まちかど…見る人を感動させるような、丁寧な景観づくりを進めます。
- ② ゲート景観まちかど…住民や観光客のゲートにふさわしい景観づくりを進めます。

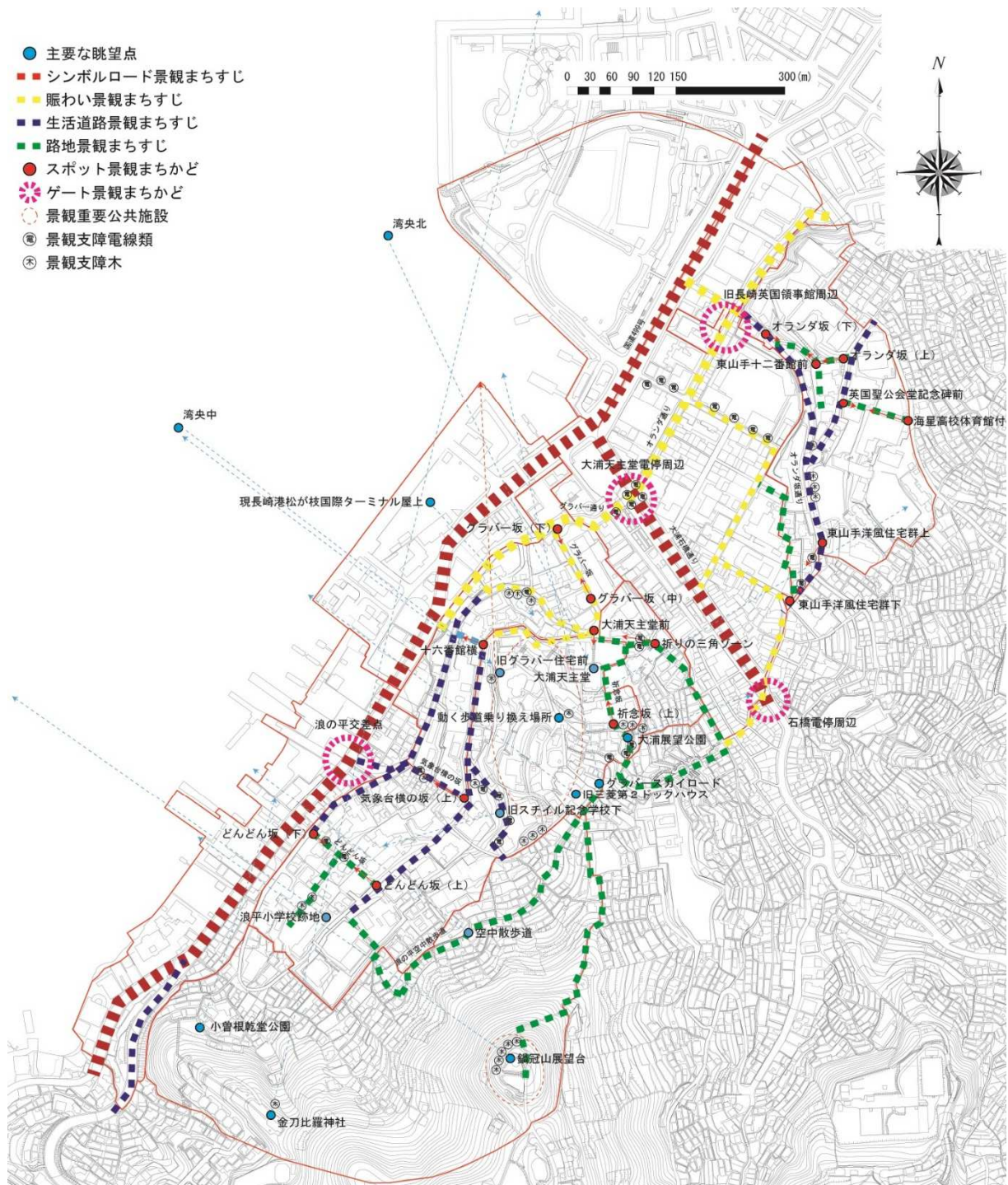
ゾーン	景観まちかど
東山手	旧長崎英国領事館周辺、オランダ坂（下）、東山手十二番館前、オランダ坂（上）、英国聖公会堂記念碑前、海星高校体育館横、東山手洋風住宅群上、東山手洋風住宅群下
大浦 A	大浦天主堂電停周辺、石橋電停周辺
大浦 B	祈りの三角ゾーン
南山手 A	グラバー坂（下）、グラバー坂（中）、大浦天主堂前、十六番館横
南山手 B	どんどん坂（下）、气象台横の坂（上）、どんどん坂（上）、祈念坂（上）
臨海	浪の平交差点

### 4-2-3 主要な眺望点

既存計画などを参考に、長崎港や市街地等を眺望する眺望点を設定する。

ゾーン	眺望点
大浦 B	大浦展望公園
南山手 B	大浦天主堂、旧グラバー住宅前、グラバー園（動く歩道乗り換え場所）、旧三菱第2ドックハウス、グラバースカイロード、旧スタイル記念学校下
松が枝埠頭	現長崎港松が枝国際ターミナル屋上
浪の平・鍋冠山	鍋冠山展望台、浪平小学校跡地、浪の平空中散歩道、金刀比羅神社、小曾根乾堂公園
その他	長崎港（湾央北）、長崎港（湾央中）

### (1) 景観戦略図



## 第4章 ガイドラインの考え方

### 4-3 目指すべき景観像

#### ■ シンボルロード景観まちすじ

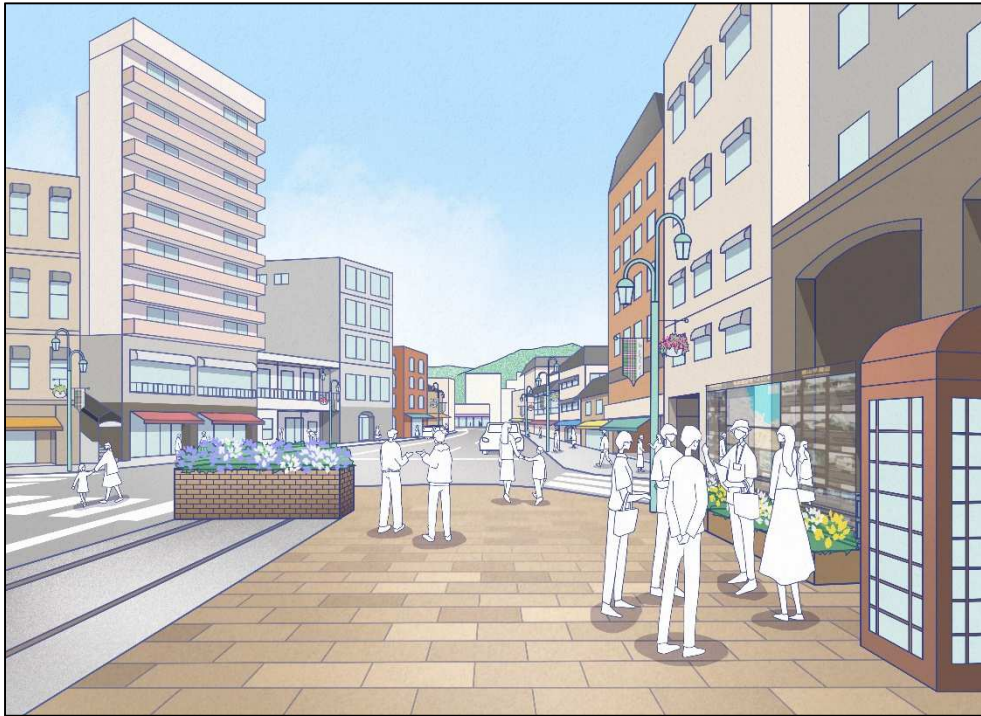


(国道 499 号) 長崎港松が枝国際ターミナルの 2 バース化整備に向けて、世界中の人が訪れる「海のゲート」として賑わいのある景観を形成します。

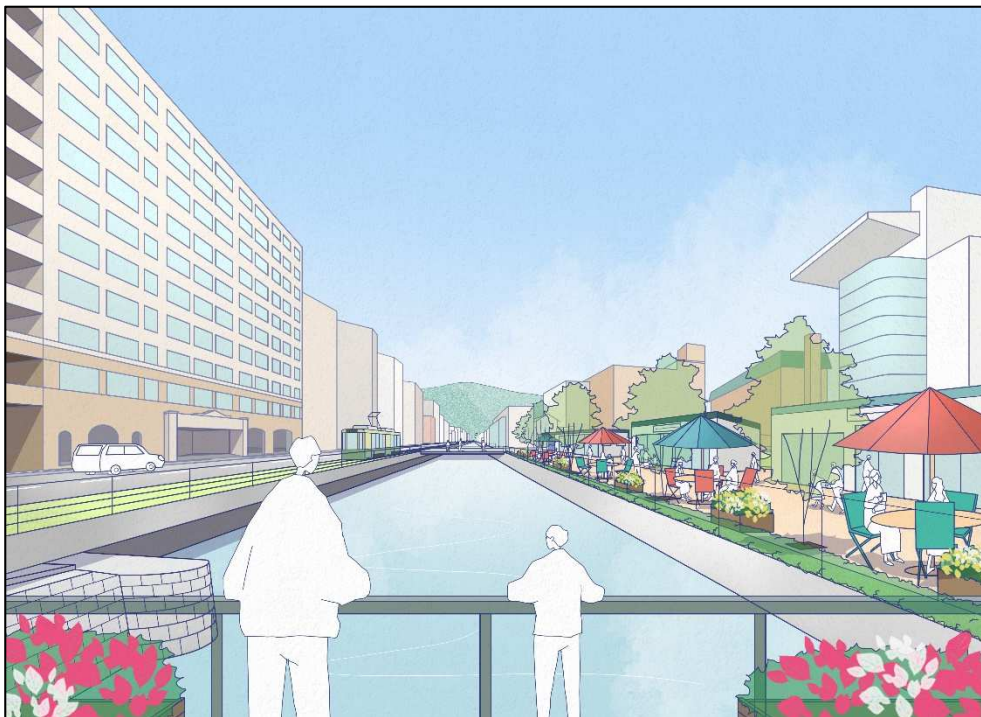


(旧長崎英国領事館周辺) 保存整備工事により、観光案内機能を有する「陸のゲート」として再生し、多くの来訪者で賑わう長崎居留地のシンボル景観を形成します。

(※パースは長崎居留地歴まちランドデザインより引用)



**(石橋電停周辺)** 居留地らしい洋風意匠の建物が立ち並び、低層部には食料品店や飲食店、日用雑貨店などが軒を連ね、広場では観光の起点やガイドツアーの集合場所として多くの人が滞留し、周辺の店舗では地域の方が買い物を楽しむような生活者と来訪者が混ざり合う「地域のゲート」としてふさわしい景観を形成します。



**(大浦川周辺)** 大浦川周辺の環境整備を進め、観光拠点機能と交通結節機能が集積し、賑わいと潤いのある「交流の結節点」としてふさわしい景観を形成します。

## 第4章 ガイドラインの考え方

### ■ 賑わい景観まちすじ



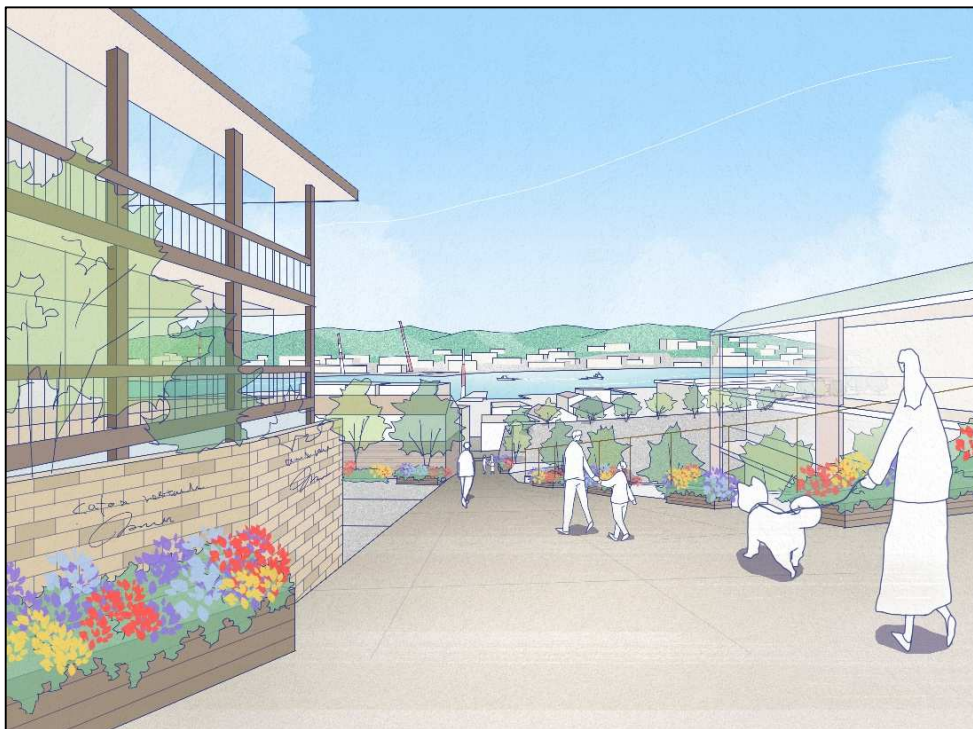
(オランダ通り) 旧長崎英国領事館のリニューアルオープンに向けて、居留地らしい洋風意匠の建物が建ち並び、沿道にはセンスの良いプランター花壇や日よけテントを設置した飲食や物販店が軒を連ねる「陸のゲート」にふさわしい景観を来訪者や地域の方みんなで形成します。



(グラバー坂) 道路空間を有効に活用するとともに、屋外広告物等に気を配るなどして気品ある軒先空間を形成し、世界遺産である大浦天主堂や旧グラバー住宅へのアプローチにふさわしい景観を形成します。



■ 生活道路景観まちすじ



(気象台横の坂) 歴史的建造物を活用した高級ホテルの開業を見据え、長崎港を見下ろす眺望を確保し、沿道の修景を進めることで、新たな眺望スポット景観を形成します。



(旧杠葉本館前) 歴史的建造物を活用した高級ホテルの開業や旧杠葉本館等の活用を見据え、交流を拡大する界隈として景観の形成を強化します。

(※パースは長崎居留地歴まちグランドデザインより引用)

## 第4章 ガイドラインの考え方

### ■ 路地景観まちすじ



(浪の平空中散歩道) 歴史、緑、暮らし、港への眺望が一体となった斜面地暮らしの魅力を感じてもらえるような景観を形成します。



(祈りの三角ゾーン) 大浦天主堂周辺の樹木を整理し、花や木を増やし、祈りの三角ゾーンの魅力を強化します。



(どんどん坂) 歴史的建造物を活用した高級ホテルの開業を見据え、沿道の修景や無電柱化の検討を行い、来訪者の印象に残る坂みち景観を目指します。

(※パースは長崎居留地歴まちグランドデザインより引用)

# 第5章 景観ガイドライン

## 5-1 概要

景観計画に基づく既存の景観形成基準について、これまでの実績や先進事例について写真付きで解説します。また、「景観まちすじ」、「景観まちかど」については、罰則等のない任意で御協力をお願いする景観ガイドラインを新たに設けます。より一層の景観形成のために御協力をお願いします。

## 5-2 景観形成基準と景観まちすじの景観ガイドライン

### 5-2-1 建築物及び工作物

#### (1) 位置

### 景観形成基準

#### 基準

##### [地区共通]

- ① 道路に面する建築物の外壁は、まちなみの連続性や、公共的空間を確保するため、また周囲の建築物等との調和するため外壁の後退距離を適宜定める。

##### [大浦 A ゾーン・常盤ゾーン、臨海ゾーン]

- ① 建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。

#### 事例



(長崎市南山手町)

壁面後退された空間に植栽や屋外広告物、ベンチ等が設置され、賑やかな雰囲気を形成している。



(長崎市尾上町)

デザイン調整により、長崎駅のホーム端から長崎港を眺望できるよう配慮された県庁舎周辺の建物配置。



(長崎市大浦町)

マンションの壁面を後退させることで、隣接する旧長崎英国領事館への景観を楽しむことができる路地を整備。



(横浜市元町)

1階の壁面後退により生み出された空地と道路とが一体的にデザインされ、賑わいのある街並みを形成している。

建築物・工作物

開発・変更行為

屋外広告物

夜間景観

駐車場

仮設物

位置

高さ

形態・意匠

色彩

緑化

用途

## 景観ガイドライン

建築物・工作物

開発・変更行為

屋外広告物

夜間景観

駐車場

仮設物

位置

高さ

形態・意匠

色彩

緑化

用途

### 基準

#### [景観まちすじ共通]

- ①眺望景観、歴史的建造物への景観の支障となる位置に建築物や工作物を設置しない。やむを得ず設置する場合は、配置や形態を工夫して部分的にでも眺望できるようにする。

#### [シンボルロード景観まちすじ、賑わい景観まちすじ]

- ①道路に面する1階部分をセットバックすることで、道路空間と一体となった賑わいのための空間を設けるよう努める。
- ②裏配線等により、無電柱化を推進する。



(長崎市東山手町)

背の低い塀で囲まれており、歴史的建造物への眺望が確保されている。



(長崎市常盤町)

ホテルの1階部分をセットバックし、通路として整備することで歩行者の安全を確保。



(長崎市大浦町)

ホテルの前面をセットバックし、洗練された緑地として整備している。



(京都市：今後の無電柱化の進め方)

メインストリートの裏側に電線を移設(裏配線)することで無電柱化を行い、歴史的建造物を際立たせている。



(北海道函館市)

無電柱化により港への眺望が強く印象付けられる。



(埼玉県川越市)

道路が狭いことから、敷地内に収められた無電柱化のトランスボックス。

(2) 高さ

景観形成基準

①各ゾーンの高さは以下に示す。

ゾーン名	位置・高さに関する景観形成基準内容
東山手ゾーン	・高さは13m以下とする。 ・建築物の階数は、地上3階以下とする。
大浦Aゾーン	・高さは30m以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。
大浦Bゾーン	・高さは13m以下とする。
南山手Aゾーン	・高さは13m以下とする。 ・建築物の階数は、地上3階以下とする。
南山手Bゾーン	・高さは10m以下とする。 ・建築物の階数は、地上2階以下とする。
常盤ゾーン	・高さは20m以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。
松ヶ枝埠頭ゾーン	・高さは国道499号、臨港道路の道路区域を境界とする山手側の範囲内は、20m以下とする。 ・高さは国道499号、臨港道路の道路区域を境界とする海側の範囲内は、12m以下とする。 (ただし、水平線から90mの範囲内は、海側0mから12m以下とする)
臨海ゾーン	・高さは20m以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。
浪の平鍋冠山ゾーン	・高さは10m以下とする。
伝統的建造物保存地区	・建築物の階数は、地上3階以下とする。 ・高さは13m以下とする。

基準

事例



(長崎市松が枝町/長崎市都市景観賞)

景観計画の建物高さ規制によって、南山手からの眺望景観に配慮して低く設計された長崎港松が枝国際ターミナル。



(長崎市南山手町)

どんだん坂のある南山手地区では伝建地区や景観計画の建物高さ制限によって、長崎港への眺望が保全されている。

建築物・工作物

開発・変更行為

屋外広告物

夜間景観

駐車場

仮設物

位置

高さ

形態・意匠

色彩

緑化

用途

## (3) 形態・意匠

### 景観形成基準

#### 基準

#### 【地区共通】

- ① 居留地の洋風の雰囲気を受け継ぐ。
- ② 仕上げの材料は、周囲の景観と調和したものとする。
- ③ 道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置する。
- ④ 高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上を含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周囲の景観に調和するものとする。
- ⑤ 自動販売機は、建物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、形態、色彩とする。



(長崎市松が枝町)

縦長の窓や素材等に洋風の意匠を採用した消防施設。



(長崎市松が枝町)

木造洋館に多く用いられる鎧戸が設けられた消防関連施設。

#### 事例



(長崎市東琴平2丁目)

居留地時代の歴史的建造物で使用されたレンガを再利用したとされる家屋。



(長崎市松が枝町)

駐車場と道路の境界に設置された石材風の化粧型枠を使用したRC塀。



(長崎市南山手町)

斜面地の特性を利用して、法面と建物間に隠された水槽。



(福岡県柳川市)

景観に配慮してダークブラウン色で塗装された自動販売機。

建築物・工作物  
開発・変更行為  
屋外広告物  
夜間景観  
駐車場  
仮設物

位置  
高さ  
形態・意匠  
色彩  
緑化  
用途

## 景観形成基準

### 基準

#### [東山手ゾーン]

- ① 建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。
- ② 建築物の軒は、周囲の伝統的な軒形態と調和させ歴史的風致を損なわないものとする。

#### [大浦Bゾーン]

- ① 建築物の屋根は、原則として傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。

#### [南山手Aゾーン]

- ① 建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。
- ② 建築物の軒は、周囲の伝統的な軒形態と調和させ歴史的風致を損なわないものとする。

#### [南山手Bゾーン]

- ① 建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。
- ② 建築物の軒は、周囲の伝統的な軒形態と調和させ歴史的風致を損なわないものとする。

#### [浪の平鍋冠山ゾーン]

- ① 建築物の屋根は、原則として傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。

### 事例



(長崎市南山手町)

銅板葺き風の勾配屋根を乗せ、バルコニーを回した洋風の現代RC集合住宅。



(長崎市東山手町)

煙突のある洋館風の傾斜屋根とし、居留地らしいバルコニーを設けたRC建造物。



(長崎市東山手町)

傾斜屋根を組み合わせ、居留地らしいバルコニーを設けた現代RC集合住宅。



(長崎市東山手町)

寄棟屋根に下見板張り風の仕上げとし、色彩をダークブラウン色でまとめた小規模倉庫。

建築物・工作物

開発・変更行為

屋外広告物

夜間景観

駐車場

仮設物

位置

高さ

形態・意匠

色彩

緑化

用途

## 景観ガイドライン

### 基準

#### [景観まちすじ共通] 鉄筋コンクリート等の建築物

- ①ファサードを適度に分節し、圧迫感がないようにする。
- ②近景だけでなく、遠景や眺望を意識したデザインとする。
- ③仕上げの材料は、レンガ、石、漆喰とすることとし、古い建材を積極的に再利用する。
- ④屋根は、パラペットに勾配を設けて屋根風に処理するのではなく、屋根を乗せて軒を出す。
- ⑤交差点にある建築物は、交差点に接する部分の隅切りを行い、角を生かしたデザインとする。



(長崎市浜町)

ファサードを分節する列柱に加えて、縦長の窓、バルコニー、網代天井など、古典的な洋館の意匠が凝らされた比較的小規模な病院。



(長崎市小ヶ倉町/長崎市都市景観賞)

眺望景観を意識して、歴史的建造物である活水学院のデザインを踏襲し、屋根を乗せて軒を深く出した大学の校舎。

### 事例



(長崎市魚の町/長崎市都市景観賞)

仕上げは低層部に石材、高層部にレンガタイルを使用し、縦長の窓とバルコニーを設け、マンサード屋根とした洋風のRC建築物。



(長崎市南山手町)

勾配屋根を乗せた洋風の意匠の建築物が通りに建ち並ぶことで、居留地らしい異国情緒を感じる町並みが形成されている。



(長崎市南山手町)

歴史的建造物(旧オルト住宅)の母屋の軒(左)と附属屋の軒の形態(右)。



(長崎市魚の町/長崎市都市景観賞奨励賞)

建物の角にステンドグラス窓や入口が設けられ、印象的な交差点の景観を形成している歴史的建造物(長崎銀行本店)。

建築物・工作物

開発・変更行為

屋外広告物

夜間景観

駐車場

仮設物

位置

高さ

形態・意匠

色彩

緑化

用途



## 景観ガイドライン

### 基準

#### 〔景観まちすじ共通〕木造建築物

- ①仕上げの材料は、下見板、レンガ、石、漆喰とし、古い建材を積極的に再利用する。
- ②屋根は寄棟とし、葺材は桟瓦葺又は本瓦葺とする。
- ③軒は、軒先飾り等を用いた伝統的な形態とする。
- ④窓は、縦長を基本とし、鎧戸等を設けた古典様式窓等とする。
- ⑤1階にはテラス、2階以上には列柱式のベランダを設け、伝統的な意匠を施す。
- ⑥煙突を設ける。



(長崎市東山手町)

1階をテラス、2階をベランダとし、2連の列柱でまとめている歴史的建造物（活水学院同窓会館）。



(長崎市東山手町)

ベランダを兼ねた玄関ポーチが印象的で、屋根には煙突、縦長の窓に鎧戸、下見板仕上げの歴史的建造物（東山手洋風住宅群）。

### 事例



(長崎市南山手町)

列柱間の上部にはスパンドレルが施され、1階にテラス2階にはベランダを設置した歴史的建造物（南山手乙9番館）。



(長崎市南山手町)

洋風の寄棟屋根、縦長の窓、煙突を配し、全体的に低明度の色彩とした現代木造住宅で、シンボルツリーも目を引く。



(長崎市南山手町)

洋風の寄棟屋根、縦長の窓、煙突を配し、全体的に低明度の色彩とした現代木造住宅で、シンボルツリーも目を引く。



(神奈川県横浜市)

煙突がある洋館風の傾斜屋根が連なる横浜の居留地の現代木造住宅。

建築物・工作物

開発・変更行為

屋外広告物

夜間景観

駐車場

仮設物

位置

高さ

形態・意匠

色彩

緑化

用途

## コラム 設計の一助となる居留地住宅像について

このコラムでは、東山手・南山手地区において新築、改修する場合の目標となる居留地住宅像について考えます。当時造られた建築物と違い、現在の住宅には守るべき法規や条例が存在します。特に東山手・南山手地区景観形成重点地区の範囲については、大部分が都市計画法における準防火地域であり、延焼など被害を抑える対策が必要です。ここでは、建物部位部分ごとの居留地住宅像を示します。

屋根は桧瓦葺きの寄棟型であり、軒の出が少なく軒板を張るのも特徴です。また、日本の床の間と対応し洋館にはマントルピースがあり、そのための煙突は、設けることが望ましいです。

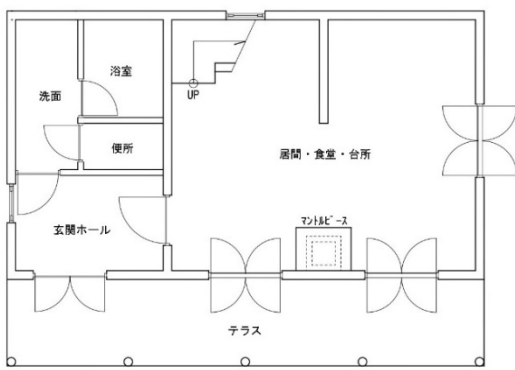
外壁は多くが木造下見板張りです。木造下見板張りとするれば印象は良いですが、防火構造にするには特殊な工法や材料が必要となり、高価なものとなります。これには漆喰壁を活用することで対応ができます。

1階のテラスと2階のベランダは、コロニアルスタイルが最も特徴的な部分です。最低でも1.5m程度の奥行をとり、幅も建物の長辺側の全幅にわたる建物が多く存在します。床は板張りが多いですが、テラスは石張りもあります。天井は菱組み天井が特徴的ですが、延焼のおそれのある部分については対策が必要です。

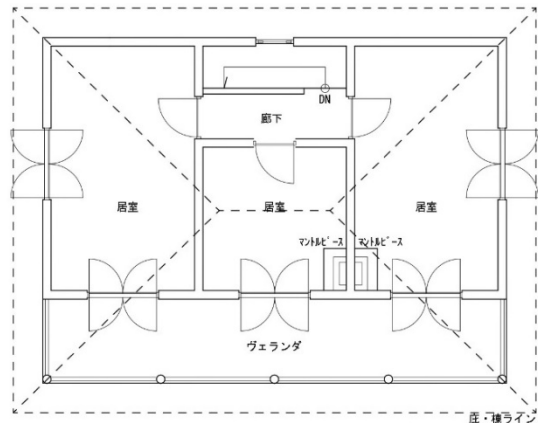
建具については、外開きの鎧戸と、内開きの縦長両開き窓の組み合わせが多く存在します。これらは実際の採用には製作上のハードルが高いため、類似した既製品などを採用する等の検討が必要と思われます。

柱頭柱脚の装飾や軒飾り窓飾り等の様式については、年代や発注者の違いにより、住宅ごとに相違があります。既存の居留地住宅を参考に、意匠的な構成を考え適切に取り入れることが必要です。

これらを踏まえた居留地住宅像の平面図・立面図を以下に示します。



1階平面図



2階平面図

0 1 2 3 (m)



立面図



0 1 2 3 (m)

## 景観ガイドライン

### 基準

#### 〔景観まちすじ共通〕 工作物

- ① 照明灯等の景観上アクセントとなる工作物は、居留地の風情が感じられる洋風の意匠とする。
- ② ①以外の設備等は極力目立たないようなシンプルなデザインとするか、それも難しい場合は遮蔽する。
- ③ 塀の仕上げは安全性に配慮することを前提としてレンガを基本とし、周囲の環境や歴史性を考慮して検討する。コンクリートブロック等は緑化するなどして露出しない。
- ④ 自動販売機は、建物の中に組み込み、やむを得ず屋外に設置する場合は、極力目立たないように工夫するか、「ナガサキタータン」等の長崎居留地のブランディングに資する柄や素材等で装飾する。

#### 〔賑わい景観まちすじ〕 工作物

- ① 店舗の軒先には、デザイン性の高い日よけ TENT を設置し、回遊環境の向上を図る。
- ② 公共空間から見える場所に機械式駐車場を設置しない。やむを得ず設置する場合は遮蔽する。

### 事例



(長崎市松が枝町)

国道 499 号の歩道に設置された洋風の意匠で装飾された街路灯。



(長崎市南山手町)

屋根・軒の形状や下見板張りが特徴的な洋風の意匠の電話ボックス。



(長崎市東山手町)

敷地の裏側や設備を遮蔽するため、周囲の景観に配慮して洋風の木柵を設置。



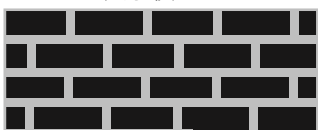
(長崎市興善町)

ヨーロッパ等で普及している、シンプルなデザインの躯体と屋外広告物のバス停。

### コラム 煉瓦の積み方

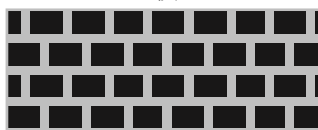
煉瓦の使われるサイズや積み方によって様々な方法があります。このコラムでは、一般的な煉瓦の積み方を示します。

長手積み



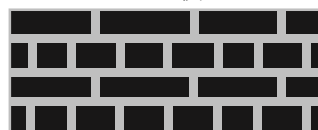
煉瓦の長手のみを一段ごとにずらして積む方式。2枚を並べて使わない限り奥行き（壁厚）が半分になるので、強度的には弱いと言われています。

小口積み



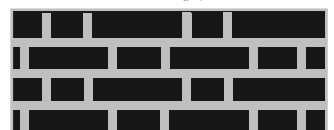
長手積みと逆にレンガの小口だけを一段ごとに交互に積んだ方式。局面などの部分に向いています。

イギリス積み



小口だけの段と一段おきに積む方式。土木の構造物等に使用されます。

フランス積み



一段に煉瓦の長手と小口を交互に積む方式。短い面と長い面で焼き色を変化させると、独特な模様が出てきます。

- 建築物・工作物
- 開発・変更行為
- 屋外広告物
- 夜間景観
- 駐車場
- 仮設物
- 位置
- 高さ
- 形態・意匠
- 色彩
- 緑化
- 用途

景観ガイドライン



(長崎市南山手町)

シンプルなデザインの集合住宅用ごみステーション。



(長崎市南山手町)

ブロック塀からレンガ張りの塀に修景し、周辺の景観に調和している。



(長崎市新地町/長崎市都市景観賞奨励賞)

大型のレンガ風の塀で内部の変電設備を遮蔽し、洋風の金属柵と生垣も加えて設置することで街に潤いを与えている。



(奈良県奈良市)

自動販売機の色を背景となる建物外壁と合わせることで、自動販売機が目立たなくなる。

事例



(長崎市大浦町)

洋風意匠のファサードに低彩度のシックなデザインの日よけテントは、通りの賑わい感を演出し、歩行者を日差しや雨から守る。



(長崎市大浦町)

集合住宅の1階部分をセットバックし、1階駐車場をレンガ風の壁で遮蔽し、通りから車両が直接見えないようにしている。  
※公開空地ではない。

(4) 色彩

景観形成基準

[地区共通]

① 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。

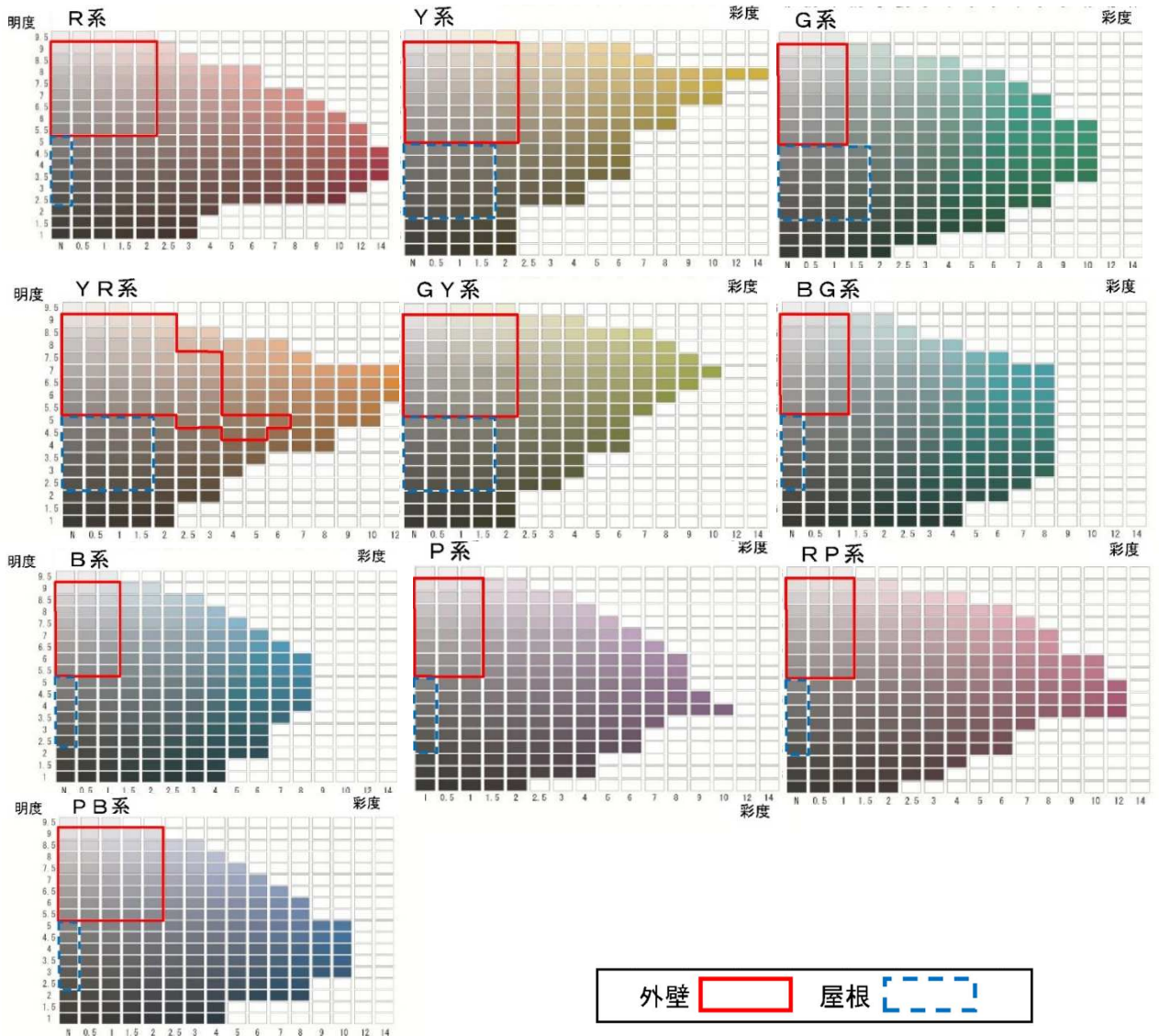
(1) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
YR~G 系	2.5 以上~5.0 以下	1.5 以下
N 系	2.5 以上~5.0 以下	-

(2) 建築物の壁面、工作物

色	明度	彩度
R 系、Y 系、GY 系、PB 系	5.5 以上~9.0 以下	2.0 以下
YR 系	4.5 以上~5.0 未満	4.0~5.0 以下
	5.0 以上~5.5 未満	3.0~6.0 以下
	5.5 以上~7.5 以下	3.0 以下
	7.5 超~9.0 以下	2.0 以下
G 系、BG 系、B 系、P 系、RP 系	5.5 以上~9.0 以上	1.0 以下
N 系	5.5 以上~9.0 以下	-

基準



建築物・工作物

開発・変更行為

屋外広告物

夜間景観

駐車場

仮設物

位置

高さ

形態・意匠

色彩

緑化

用途

## 景観ガイドライン

建築物・工作物

開発・変更行為

屋外広告物

夜間景観

駐車場

仮設物

位置

高さ

形態・意匠

色彩

緑化

用途

### 基準

#### 〔景観まちすじ共通〕 建築物

- ① 歴史的建造物が周囲にある場合は、歴史的建造物の色彩に配慮する。
- ② 色相、明度、彩度が大きく異なるものを併せて使用しない。
- ③ 使用する色数は3色以下にする。
- ④ 中高層の建築物は、高層になるほど明度を高めることで圧迫感を軽減する。
- ⑤ 室外機、電気設備、給湯設備、排水設備等の外壁に設置する設備は、外壁の色彩と統一する。
- ⑥ 建築物に付随して擁壁等に取り付ける排水管等は擁壁の色彩に合わせる。



(長崎市松が枝町)

隣接する歴史的建造物（旧香港上海銀行長崎支店）に配慮し、低彩度で塗り替えられたビル。



(兵庫県神戸市)

色彩を低彩度、同系色とすることでまとまりと高級感のある洋風の現代RC集合住宅。



(長崎市南山手町)

モダンなデザインながら、複数棟を低彩度または木材の無垢の落ち着いた色彩でまとめられた児童養護施設。



(長崎市大浦町)

低層部を石張りとし、高層階の色彩の明度を中層階より高くすることで圧迫感を低減している洋風の現代RC集合住宅。



(埼玉県川越市)

建築物の付帯設備の色彩を可能な限り外壁の色彩と合わせることで、付帯設備が目立たなくなり、歴史的建造物が引き立つ。



(長崎市東山手町)

排水管の色彩を背景のレンガ塀の色彩に合わせて、排水管が目立たなくなる。

## 景観ガイドライン

### 基準

#### [シンボルロード景観まちすじ、賑わい景観まちすじ] 工作物

- ① 防護柵、街路灯等の洋風意匠で景観上アクセントとなる鋼製工作物については、東山手地区で使用されているライトグリーン（5G9/1程度）色とし、電柱、鉄柱等の景観上アクセントとならないものについては国の基準に基づきグレーベージュ色（10YR6/1程度）とする。
- ② 標識等については背面も景観配慮色で塗装する。

#### [上記以外] 工作物

- ① 工作物については国の基準に基づきダークブラウン色（10YR2/1程度）で統一する。
- ② グラバー園内の鋼製工作物についてはダークグリーン色（2.5G3/4程度）で統一する。
- ③ 標識等については背面も景観配慮色で塗装する。



（長崎市東山手町）

周囲の景観のアクセントとなるライトグリーン色の照明柱。



（愛知県名古屋市長）

市街地の景観に溶け込むグレーベージュ色の鋼製工作物。

### 事例



（長崎市南山手町）

駐車場の様々な工作物をダークブラウン色で統一することで、落ち着いた印象となる。



（長崎市南山手町）

ダークブラウン色の防護柵と電柱は、背景となる緑と調和する。



（長崎市南山手町）

グラバー園内はダークグリーン色の工作物で統一されている。



（埼玉県川越市）

看板の背面も景観構成要素となるため、支柱と同色のダークブラウン色を採用。

建築物・工作物

開発・変更行為

屋外広告物

夜間景観

駐車場

仮設物

位置

高さ

形態・意匠

色彩

緑化

用途

# 第5章 景観ガイドライン

## (5) 敷地内の緑化

### 景観形成基準

#### 基準

##### [地区共通] 工作物

- ① 敷地内はできるだけ緑化する。

#### 事例



(長崎市南山手町)

グラバー園内は美しい草花で彩られ、居留地らしい緑化の模範となる。



(長崎市松が枝町/長崎市都市景観賞)

長崎港松が枝国際ターミナルを屋上緑化し、水辺の森公園と一体的な緑地を形成。

### 景観ガイドライン

#### 基準

##### [景観まちすじ共通]

- ① 公共空間から見える庭や空地等は、居留地の風情が感じられる洋風の緑化（ばら等）を行い、美観を維持できるよう適切に維持管理を行う。
- ② 公共空間から見える軒下、テラス、窓にプランター又はウィンドウボックス（ヨーロッパで多く見られる窓辺のプランター）を設置する。
- ③ プランター又はウィンドウボックスを設置する際には、鉢のデザインにも配慮する。
- ④ 既存の樹木は保存することを基本とするが、安全上及び景観上やむを得ないものについては、強剪定や伐採を行う。
- ⑤ 公共空間から見える場所には、防草シートを使用しない。

##### [シンボルロード景観まちすじ]

- ① 公開空地等にシンボルツリーとなる高木を植樹し、長崎居留地のイメージを印象付ける。

##### [賑わい景観まちすじ]

- ① 交差点周辺等の人目に付きやすい場所の緑化を推進する。
- ② 緑化と併せてベンチやテーブルを設置し、人が心地よく滞留できる空間を設ける。

#### 事例



(神奈川県横浜市)

ばら等を効果的に植栽し、直線的な石畳の通路が印象的な洋風の庭園。



(長崎市南山手町)

歴史的建造物周辺のばらの植栽を適切に維持管理することで写真スポットとなっている。





(長崎市南山手町)

多くの来訪者が訪れるグラバー通りに隣接している維持管理された洋風の庭園。



(長崎市東琴平2丁目)

空地だった場所を住民が「花広場」として整備し、住環境の向上が図られている。



(長崎市相生町)

プランターのデザインを洋風に統一することで、統一感のある雰囲気を出している。



(ベルギー)

窓際に数多く設置されたウィンドウボックスが町並みに彩を与える。

事例



(長崎市東山手町)

東山手甲十三番館のカナリーヤシは長年保全され、ランドマークとなっている。



(長崎市南山手町)

敷地内のロータリーのクスノキはシンボルツリーとなっている。



(長崎市大浦町/長崎市都市景観賞奨励賞)

角地にシンボルツリーと植栽を設けることで、印象的な交差点の景観を形成している。



(長崎市大浦町)

セットバックした土地を緑化し、ベンチやテーブルを設置することで通りに賑わいを創出している。

景観法及び景観条例に基づく基準

望ましい景観

## (6) 用途

### 景観ガイドライン

<b>基準</b>	<b>[賑わい景観まちすじ]</b> ①建物低層部には出来る限り店舗、飲食店等の賑わい形成に資する機能を導入する。 ②建物1階には出来る限り駐車場を設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は遮蔽する。
<b>事例</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(長崎市大浦町)</p> <p>低層部と高層部のデザインに変化を持たせ、低層部に店舗等を導入した集合住宅。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(長崎市大浦町／長崎市都市景観賞奨励賞)</p> <p>駐車場を建物に組み込み、地上部に設置しないように配慮されている。</p> </div> </div>

### 5-2-2 開発行為等

#### (1) 開発行為等

### 景観形成基準

<b>基準</b>	<b>[景観形成重点地区共通]</b> ①法面は出来る限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ②市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。 ③擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ④敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。  <b>[東山手ゾーン・南山手Aゾーン・南山手Bゾーン・浪の平鍋冠山ゾーン]</b> ①1ha以上の区域で造成を行う場合には、高さが5mをこえる法面を生ずる切盛土を伴わないものとする。
<b>事例</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(長崎市出島町)</p> <p>法面を緩やかな勾配とし、緑化することで周辺の景観に配慮している。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(長崎市東山手町)</p> <p>長大な擁壁を地被類で緑化することで、通りの景観が大きく変化する。</p> </div> </div>

## 景観ガイドライン

### 基準

#### [景観まちすじ共通]

①張り出しスラブは設置しない。

#### [シンボルロード景観まちすじ、賑わい景観まちすじ、生活道路景観まちすじ]

①居留地時代の石積みを保全し、車の進入路や駐車場として開削しないよう努める。やむを得ず開削する場合は可能な限り石積みを残し、端部や進入路の舗装のデザインに配慮する。

### 事例



(長崎市南山手町)

居留地時代の石積と階段が保全されている。



(長崎市南山手町)

道路を開削した際の切土面を石積みで修景。



(長崎市興善町)

角地にある歴史ある石積みを保全しながら新築された病院。



(長崎市南山手町)

開削された擁壁には石積みをを用い、ピンコロ石と砂岩の板石で舗装された進入路。

## コラム 石の積み方

石積みは、使われる石材や積み方によって様々な方法があります。このコラムでは、一般的な石積みの種類を示します。



並亀甲積み

亀の甲に似た面をもつ石材を積み上げる手法。表面をノミで整えたものもある。



雑石積み

自然石を不規則に積み立てる手法です。幅がそろっていない目地部には植物がみられることがある。



矢羽積み

雑割石を隙間なく積み上げる手法。表面はノミ跡があるものの平滑となっている。



布積み

方形に近い石材を横一列ごとに積み上げる手法。

出典：東山手・南山手地区歴史的環境デザイン設計業務報告書

# 第5章 景観ガイドライン

## (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

### 景観形成基準

#### 基準

#### [景観形成重点地区共通]

- ① 堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。
- ② そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。
- ③ 整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

#### 事例



堆積物を植栽で遮蔽している。



圧迫感のない塀で遮蔽している。

### 5-2-3 屋外広告物

#### (1) 大規模屋外広告物

### 景観形成基準

#### 基準

#### [地区共通]

- ① 長崎市景観計画で定められている大規模屋外広告物の景観形成基準は以下の通りとする。

#### (1) 共通要件

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちなみの景観を構成する一員として、周辺のまちなみから突出しないように努めること</li> <li>・ 遠景の山々又は海面若しくは景観資源に対する道路又は眺望場所（視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さを抑えるように努めること</li> <li>・ 建築物に付随する場合は、建築物とのバランスを崩さず、建築物の前面に突出しない位置となるよう努めること</li> </ul>
表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財、史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること</li> <li>・ 複数表示する場合は、大きさをそろえるか又は集合化に努めること</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記号化又は図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるよう努めること</li> <li>・ 周囲の良好な自然景観を阻害しないよう配置すること</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の地色は、マンセル表色系の彩度7以下のものとする</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の破損や塗料の剥げ落ち等による景観阻害を生じないよう努めること</li> <li>・ 不要な看板を放置しないよう努めること</li> </ul>

#### (2) 個別要件

種別	景観形成基準
屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搭乗の広告物は設置しない</li> <li>・ 建築物の塔屋部には設置しない</li> <li>・ 支柱は、遮蔽する</li> <li>・ 裏面は、覆いや塗装などを施す</li> </ul>
突出広告・ポール型広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物が複数ある場合は、形状を統一する。統一できない場合は、集合化する</li> </ul>

事例



ポール型広告の地色に高彩度のコーポレートカラーを使用せず、彩度7以下にしている。(長崎市銭座町)



屋上広告物を設置せず、壁面広告のコーポレートカラーの字色と文字色を反転して使用している。(長崎市松が枝町)

建築物・工作物

開発・変更行為

屋外広告物

夜間景観

駐車場

仮設物

大規模野外広告物

大規模以外の屋外広告物

景観ガイドライン

基準

- [景観まちすじ共通]  
①大規模広告物は設置しない。

(2) 大規模以外の屋外広告物

景観形成基準

基準

- [地区共通]  
① 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとす。  
② 屋上広告は設置しない。  
③ 地上からの高さ 3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。

事例



周囲と調和した長崎居留地らしい洋風の意匠を取り込んだ突出し広告。(長崎市大浦町/長崎市都市景観賞奨励賞受賞)



周辺の自然と同系色の低彩度色彩でまとめられている広告板。(熊本県阿蘇郡南阿蘇村)

景観ガイドライン

基準

- [シンボルロード景観まちすじ、賑わい景観まちすじ]  
① ポール型広告、広告塔、広告板は設置しない。  
② 全ての屋外広告物は、可能な限り集約し、居留地を感じさせる洋風のデザインとする。  
③ 壁面広告は、居留地時代のデザインを取り入れる。  
④ 突出し看板は、軒より低い位置とする。  
⑤ 高彩度のコーポレートカラーの使用を避け、やむを得ず使用する場合は、文字のみとする。  
⑥ 軒先には、デザイン性の高いポップやメッセージボードなどを積極的に掲出し、賑わいの形成を図る。  
⑦ デザインには「ナガサキタータン」を積極的に活用する。  
⑧ ストリートフラッグ等を活用し、長崎居留地共通のブランド形成を図る。  
⑨ デジタルサイネージは景観への影響が大きいことから、照度、輝度、表示内容等に十分に配慮する。  
⑩ 夜間景観の向上に資する洗練された広告照明を行う。

- [前項以外の景観まちすじ]  
① 原則、屋外広告物は設置しない。やむを得ず設置する場合は必要最小限とし、周辺の景観に配慮する。

景観法及び景観条例に基づく基準 望ましい景観

# 第5章 景観ガイドライン

- 建築物・工作物
- 開発・変更行為
- 屋外広告物
- 夜間景観
- 駐車場
- 仮設物

## 事例



(長崎市南山手町)  
 広告板や掲示板、フラッグが洋風のデザインで統一され、かつ集約されている。



(長崎市大浦町)  
 オランダ通りでは、居留地を感じさせる軒下の洋風小型袖看板が複数設置されている。



(長崎市松ヶ枝町)  
 地色を低彩度にしてロゴをシンプルに配したガソリンスタンドの屋外広告物。



(長崎市南山手町)  
 グラバー園内の施設の屋外広告物には積極的にナガサキタータンが使用されている。



(長崎市南山手町)  
 ためのゴシック体英字とシンプルな構成が印象的な居留地時代の壁面広告 (※3)



(長崎市大浦町)  
 高彩度のコーポレートカラーを使用せず、景観配慮色を使用したコンビニの壁面広告。



(埼玉県川越市)  
 軒先の小規模な広告物が賑わいを創出する並ぶ埼玉県川越市の「大正ロマン通り」。



(長崎市南山手町)  
 ナガサキタータンを活用したストリートフラッグがエリア内に共通して掲出されている。

※3 出典：華の長崎 アルバム長崎百年 秘蔵絵葉書コレクション

事例



(兵庫県神戸市)

周辺の夜間景観への調和のため、文字のみを内照する屋外広告物の照明。



(長崎市松が枝町／長崎市都市景観賞受賞)

建物のデザインに企業のシンボルマークを採用した広告手法。

5-2-4 夜間景観

景観ガイドライン

基準

【景観まちすじ共通】

① 下表の通りとする。

色温度	・ 2400-2700K 程度（電球色）とする。※
グレア対策	・ 光害とならないよう、周辺へのグレア対策を十分に行う。 ・ ポール灯を減らし鉛直面への照明、グレアに配慮した防犯灯を設置する。※
演色性の優先度	・ Ra90 以上とする。※
器具	・ LED を基本とし、洋風のデザインに統一する。※ ・ 敷地周辺の道路等を照らすブラケット照明を設置する。 ・ 分電盤等の付帯設備の位置や色彩にも配慮する。
オペレーション	・ 時間によるライトダウンを検討、住民・観光客いずれにも快適な光環境とする。※ ・ 建物からの漏れ光を演出する。 ・ 歴史的建造物を光で彩るイベントを開催する。

※は環長崎港夜間景観向上基本計画より引用

【景観まちすじ共通】 歴史的建造物

① 下表のとおりとする。

陰影	・ 1-15Lx 程度、繊細な建物へのライトアップを行う。※
鉛直面輝度	・ 建物のファサードや塀、緑の垣根を照らす。※

※は環長崎港夜間景観向上基本計画より引用

事例



(長崎市南山手町)

通りで照明の色温度や輝度が統一され、まとまった印象の夜間景観。



(長崎市諏訪町)

照明器具を電球色のグレアのないもので統一し、漏れ光が効果的な飲食店。

## 第5章 景観ガイドライン

建築物・工作物

開発・変更行為

屋外広告物

夜間景観

駐車場

仮設物

### 事例



(長崎市東山手町)

長崎居留地まつりのオランダ坂の光の演出。



(神奈川県横浜市)

歴史ある埠頭を光で彩るイベント「スマートイルミネーション横浜」。

### 景観ガイドライン

### 基準

①下表のとおりとする。

陰影	・1-15Lx 程度、繊細な建物へのライトアップを行う。※
鉛直面輝度	・建物のファサードや塀、緑の垣根を照らす。※

※は環長崎港夜間景観向上基本計画より引用

### 事例



(長崎市松が枝町)

旧香港上海銀行長崎支店記念館のライトアップ。



(長崎市南山手町/長崎照明探偵団の事例)

洋館の窓から漏れる自然のライトアップ。

### 5-2-5 駐車場

### 景観ガイドライン

### 基準

#### 【景観まちすじ共通】

- ①町並みの連続性を保つため、公共空間から直接車両が見えないよう塀や生垣等で遮蔽する。
- ②設置する機器等、工作物の色彩ガイドラインを参考にしてグレーベージュ色やダークブラウン色とする。
- ③設置する屋外広告物は、屋外広告物のガイドラインを参考に周辺景観と調和したものとする。
- ④設置する照明は電球色（2700K程度）のグレアがないものとする。
- ⑤敷地内を可能な限り緑化する。

#### 【賑わい景観まちすじ】

- ①商店街等に面した位置には、可能な限り駐車場の出入口を設置しない。



事例



(長崎市万屋町)

商店街に面する建物が解体され、駐車場となったことから、商店街の連続性を担保するために壁面を設けギャラリーとした。



(長崎市常盤町)

料金所周囲及び駐車場内の緑化を行っている事例。

5-2-6 仮設物

景観ガイドライン

基準

〔景観まちすじ共通〕大規模な工事現場

- ① 工事現場周辺は整理整頓を心がける。
- ② 仮囲いは、周囲の景観に配慮した低彩度の色彩とし、工事の状況等について市民に分かりやすく発信する媒体としてデザインに配慮した上で有効に活用する。
- ③ 工事看板は、デザインに配慮したものとする。

〔景観まちすじ共通〕

- ① 仮設の防護柵や看板等は、周囲の景観に配慮したものを使用する。

事例



(長崎市松ヶ枝町)

無機質になりがちな工事現場。



(埼玉県川越市)

低彩度の工事仮囲い。



(長崎市出島町)

仮囲いを活用した情報発信。



(埼玉県川越市)

歴史的な情報発信と、デザインされたレイアウトで、住民や来訪者にも圧迫感が少ない。

## 第5章 景観ガイドライン

### 5-3 景観まちかどの景観ガイドライン

主要な景観まちかどについて、現況写真を用いて景観ガイドラインの内容を示します。

<p><b>①オランダ坂（下）</b></p> <p>東山手地区屈指の観光地・写真スポット</p> <p>景観計画：東山手ゾーン          歴まちグランドデザイン：文教・未来創造ゾーン          景観タイプ：近景          景観まちすじ：生活道路景観まちすじ（※ p 55 対応）</p>	<p><b>②東山手十二番館前</b></p> <p>オランダ坂と洋館の屋根が印象的な観光地</p> <p>景観計画：東山手ゾーン          歴まちグランドデザイン：文教・未来創造ゾーン          景観タイプ：近景          景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p 55 対応）</p>
 <p>樹木の適切な管理</p> <p>ランドマーク樹木の保全</p> <p>石積の保全</p> <p>東山手甲十三番館の保全</p> <p>サインの修景</p> <p>コンクリートの緑化</p> <p>石畳の保全</p>	 <p>眺望確保のための樹木対策</p> <p>洋館の保全</p> <p>守衛室の修景</p> <p>石塀の保全</p> <p>石畳の保全</p> <p>石積の保全</p>
<p><b>③オランダ坂（上）</b></p> <p>歴史あるレンガ塀を通して見下ろす市街地景観</p> <p>景観計画：東山手ゾーン          歴まちグランドデザイン：文教・未来創造ゾーン          景観タイプ：近～遠景          景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p 55 対応）</p>	<p><b>④英国聖公会堂記念碑前</b></p> <p>歴史ある石積みと石畳階段に囲まれた路地景観</p> <p>景観計画：東山手ゾーン          歴まちグランドデザイン：文教・未来創造ゾーン          景観タイプ：近景          景観まちすじ：生活道路景観まちすじ（※ p 55 対応）</p>
 <p>樹木の適切な維持管理</p> <p>樹木の適切な管理</p> <p>レンガ塀の保全</p> <p>鉄柱の移設</p> <p>石畳の保全</p>	 <p>フェンスの修景</p> <p>フェンスの修景</p> <p>石積の保全</p> <p>石積の保全</p> <p>石畳の保全</p> <p>コンクリートの緑化</p>

※保全：青色 改修：赤色

<p><b>⑤海星高校体育館横</b></p> <p>東山手で唯一海が見える歴史的な坂道</p> <p>景観計画：東山手ゾーン      歴まちグランドデザイン：文教・未来創造ゾーン      景観タイプ：近景～遠景      景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p55 対応）</p>	<p><b>⑥東山手洋風住宅群（下）</b></p> <p>石橋電停方面から東山手地区へのエントランス</p> <p>景観計画：東山手ゾーン      歴まちグランドデザイン：文教・未来創造ゾーン      景観タイプ：近景      景観まちすじ：賑わい景観まちすじ（※ p55 対応）</p>
	

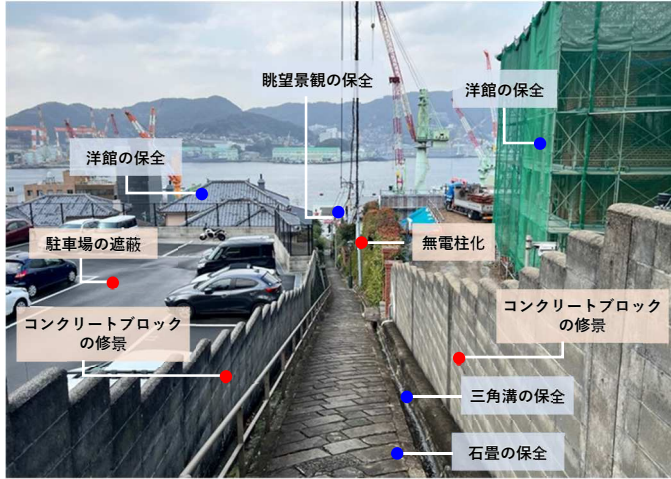

<p><b>⑦祈りの三角ゾーン</b></p> <p>神社、寺院、教会が見渡せる「重なる信仰」歴史的風致スポット</p> <p>景観計画：大浦Bゾーン      歴まちグランドデザイン：暮らし・賑わいゾーン      景観タイプ：近景      景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p55 対応）</p>	<p><b>⑧グラバー坂（下）</b></p> <p>石畳の坂道に店舗が連なり、多くの観光客でにぎわう旅情高まるスポット</p> <p>景観計画：南山手Aゾーン      歴まちグランドデザイン：交流拡大ゾーン      景観タイプ：近景      景観まちすじ：賑わい景観まちすじ（※ p55 対応）</p>
	


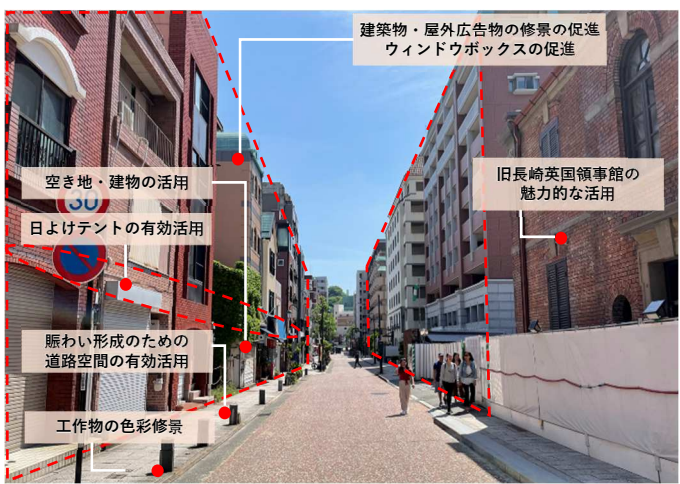
※保全：青色 改修：赤色

## 第5章 景観ガイドライン

<p><b>⑨グラバー坂（中）</b></p> <p>賑わいのある通り越しに旧香港上海銀行長崎支店、長崎港を見下ろす景観</p> <p>景観計画：南山手 A ゾーン          歴まちグランドデザイン：交流拡大ゾーン          景観タイプ：近景～遠景          景観まちすじ：賑わい景観まちすじ（※ p 55 対応）</p>	<p><b>⑩大浦天主堂前</b></p> <p>世界遺産の構成資産を正面から拝む長崎を代表する景観スポット</p> <p>景観計画：南山手 A ゾーン          歴まちグランドデザイン：交流拡大ゾーン          景観タイプ：近景          景観まちすじ：シンボルロード景観まちすじ（※ p 55 対応）</p>
 <p>Annotations: ブランター等による緑化の促進, 眺望景観の保全, 屋外広告物の修景, 旧香港上海銀行長崎支店の保全, 軒先の広告物の修景, 石畳の保全, 軒先の広告物の修景</p>	 <p>Annotations: 大浦天主堂の保全, 旧大司教館の保全, 手すりの色彩修景, 看板類の整理, 看板類の整理</p>
<p><b>⑪十六番館横</b></p> <p>歴史ある石畳と赤レンガと木陰が作り出す路地景観</p> <p>景観計画：南山手 A ゾーン          歴まちグランドデザイン：交流拡大ゾーン          景観タイプ：近景          景観まちすじ：生活道路景観まちすじ（※ p 55 対応）</p>	<p><b>⑫どんどん坂（下）</b></p> <p>歴史ある坂道が一直線に伸びる長崎でも珍しい路地景観</p> <p>景観計画：南山手 B ゾーン          歴まちグランドデザイン：交流拡大ゾーン          景観タイプ：近景          景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p 55 対応）</p>
 <p>Annotations: 眺望を阻害する樹木対策, 眺望を阻害する工作物の除去, 建築物の修景の促進, 室外機の修景, 石畳の保全, 排水管の塗り替え, 建築物の修景の促進, レンガ塀の保全</p>	 <p>Annotations: 無電柱化, 植栽の適切な維持管理, 三角溝の保全, 掲示物の移設, 石畳の保全, サインの設置, コンクリートの緑化</p>

※保全：青色 改修：赤色

<p><b>⑬ どんどん坂（上）</b></p>	<p><b>⑭ 気象台横の坂（上）</b></p>
<p>歴史ある坂道が一直線に伸び、長崎へと繋がる観光スポット</p> <p>景観計画：南山手Bゾーン          歴まちグランドデザイン：交流拡大ゾーン          景観タイプ：近～遠景          景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p55 対応）</p>	<p>歴史的建造物ホテルの開業で、今後、長崎居留地の代表的な景観へと発展が見込まれる</p> <p>景観計画：南山手Bゾーン          歴まちグランドデザイン：交流拡大ゾーン          景観タイプ：近景          景観まちすじ：生活道路景観まちすじ（※ p55 対応）</p>
 <p>眺望景観の保全</p> <p>洋館の保全</p> <p>洋館の保全</p> <p>駐車場の遮蔽</p> <p>無電柱化</p> <p>コンクリートブロックの修景</p> <p>コンクリートブロックの修景</p> <p>三角溝の保全</p> <p>石畳の保全</p>	 <p>眺望景観の保全</p> <p>樹木の適切な維持・管理</p> <p>眺望を阻害する樹木対策</p> <p>無電柱化</p> <p>眺望景観の保全</p> <p>建築物の修景の促進</p> <p>道路の美化</p> <p>建物を建築する場合の景観配慮</p>

<p><b>⑮ 祈念坂</b></p>	<p><b>⑯ 旧長崎英国領事館周辺</b></p>
<p>石畳の路地の奥に長崎港が広がる奥行きのある景観で、夜景も人気のスポット</p> <p>景観計画：南山手Bゾーン          歴まちグランドデザイン：交流拡大ゾーン          景観タイプ：近～遠景          景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p55 対応）</p>	<p>新地中華街方面からの長崎居留地エリアのゲートとなるスポット</p> <p>景観計画：東山手ゾーン          歴まちグランドデザイン：暮らし・賑わいゾーン          景観タイプ：近景          景観まちすじ：賑わい景観まちすじ（※ p55 対応）</p>
 <p>眺望を阻害する工作物対策</p> <p>眺望景観確保のための樹木対策</p> <p>建物の適切な管理</p> <p>コンクリートブロックの修景</p> <p>修繕時のデザインの徹底</p> <p>石畳の保全</p>	 <p>建築物・屋外広告物の修景の促進 ウィンドウボックスの促進</p> <p>空き地・建物の活用</p> <p>日よけテントの有効活用</p> <p>賑わい形成のための道路空間の有効活用</p> <p>工作物の色彩修景</p> <p>旧長崎英国領事館の魅力的な活用</p>

※保全：青色 改修：赤色

# 第5章 景観ガイドライン

<p><b>⑰石橋電停周辺</b></p> <p>「地域のゲート」として、暮らしと観光が混ざり合う賑わい景観</p> <p>景観計画：大浦Aゾーン          歴まちグランドデザイン：暮らし・賑わいゾーン          景観タイプ：近景          景観まちすじ：シンボルロード景観まちすじ（※p55 対応）</p>	<p><b>⑱大浦天主堂電停周辺</b></p> <p>「交流の結節点」として、様々な人が集まる長崎居留地の中心的な賑わい景観</p> <p>景観計画：大浦Aゾーン          歴まちグランドデザイン：暮らし・賑わいゾーン          景観タイプ：近景          景観まちすじ：シンボルロード景観まちすじ（※p55 対応）</p>
<p>建築物・屋外広告物の修景の促進 ウィンドウボックスの促進</p> <p>街路灯の修景</p> <p>信号機の色修景</p> <p>工作物の色彩修景</p> <p>電話ボックスの修景</p> <p>ベンチの修景</p> <p>コンクリートの修景</p>	<p>市営松が枝第二駐車場の撤去</p> <p>無電柱化</p> <p>無電柱化</p> <p>屋外広告物の修景</p> <p>屋外広告物の修景</p> <p>工作物の色彩修景</p>

<p><b>⑲浪の平交差点</b></p> <p>新長崎港松が枝国際ターミナルの整備により、長崎居留地の新しい「海のゲート」</p> <p>景観計画：臨海ゾーン          歴まちグランドデザイン：海のゲートウェイゾーン          景観タイプ：近景～中景          景観まちすじ：シンボルロード景観まちすじ（※p55 対応）</p>	<p><b>⑳東山手洋風住宅群（上）</b></p> <p>連続した洋館の屋根並みと大浦の町並みが印象的な奥行感のある景観</p> <p>景観計画：東山手ゾーン          歴まちグランドデザイン：文教・未来創造ゾーン          景観タイプ：近景～中景          景観まちすじ：その他</p>
<p>樹木の適切な管理</p> <p>建築物・屋外広告物の修景の促進</p> <p>建築物・屋外広告物の修景の促進</p> <p>工作物の色彩の変更</p> <p>工作物の色彩修景</p> <p>賑わい形成に資する機能の導入促進</p>	<p>電線類への対策</p>

※保全：青色 改修：赤色

## 5-4 主要な眺望点で推奨される取組み

主要な眺望点について、現況写真用いて景観ガイドラインの内容を示します。

②①大浦展望公園	②②鍋冠山展望台
<p>東山手から大浦の市街地への眺望</p> <p>景観計画：大浦 B ゾーン                      歴まちグランドデザイン：斜面地エコライフゾーン                      景観タイプ：中景                      景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p55 対応）</p>	<p>稲佐山と双壁をなす人気の夜景スポット</p> <p>景観計画：浪の平鍋冠山ゾーン                      歴まちグランドデザイン：斜面地エコライフゾーン                      景観タイプ：遠景                      景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p55 対応）</p>
	

②③グラバースカイロード	②④旧スタイル記念学校前
<p>手軽に楽しむことができる絶景スポット</p> <p>景観計画：南山手 B ゾーン                      歴まちグランドデザイン：斜面地エコライフゾーン                      景観タイプ：中～遠景                      景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p55 対応）</p>	<p>新たに整備された南山手伝建地区を見渡すスポット</p> <p>景観計画：南山手 B ゾーン                      歴まちグランドデザイン：交流拡大ゾーン                      景観タイプ：中景                      景観まちすじ：生活道路景観まちすじ（※ p55 対応）</p>
	

※保全：青色 改修：赤色

## 第5章 景観ガイドライン

<p><b>②5旧グラバー住宅前</b></p> <p>明治日本の産業革命遺産に思いを馳せる眺望</p> <p>景観計画：南山手Bゾーン          歴まちグランドデザイン：交流拡大ゾーン          景観タイプ：遠景（景観計画における重要な視点場、世界遺産の視          点場）          景観まちすじ：生活道路景観まちすじ（※p55 対応）</p>	<p><b>②6浪の平空中散歩道のベンチ</b></p> <p>長崎港と稲佐山が見渡せる眺望</p> <p>景観計画：浪の平鍋冠山ゾーン          歴まちグランドデザイン：斜面地エコライフゾーン          景観タイプ：遠景          景観まちすじ：路地景観まちすじ（※p55 対応）</p>
	
<p><b>②7金刀比羅神社</b></p> <p>歴史的なつながりのある金比羅山を見渡す</p> <p>景観計画：浪の平鍋冠山ゾーン          歴まちグランドデザイン：斜面地エコライフゾーン          景観タイプ：遠景          景観まちすじ：その他</p>	<p><b>②8グラバー園（動く歩道乗り換え場所）</b></p> <p>グラバー園内から学びの丘・東山手を見渡す</p> <p>景観計画：南山手Bゾーン          歴まちグランドデザイン：交流拡大ゾーン          景観タイプ：遠景          景観まちすじ：賑わい景観まちすじ（※p55 対応）</p>
	

※保全：青色 改修：赤色






<p><b>⑳旧三菱第2ドックハウス</b></p>	<p><b>㉑現長崎港松が枝国際ターミナル屋上</b></p>
<p>グラバー園最上部から園内、長崎港に広がるパノラマを楽しむ</p> <p>景観計画：南山手Bゾーン          歴まちランドデザイン：交流拡大ゾーン          景観タイプ：近景～遠景          景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p55 対応）</p>	<p>海のゲートから南山手を見渡す</p> <p>景観計画：松が枝埠頭ゾーン          歴まちランドデザイン：海のゲートウェイゾーン          景観タイプ：近景～中景          景観まちすじ：シンボルロード景観まちすじ（※ p55 対応）</p>
	

<p><b>㉒小曽根乾堂公園</b></p>	<p><b>㉓浪平小学校跡地</b></p>
<p>浪の平の町並みを一望できる隠れたスポット</p> <p>景観計画：浪の平鍋冠山ゾーン          歴まちランドデザイン：斜面地エコライフゾーン          景観タイプ：中景～遠景          景観まちすじ：その他</p>	<p>広場整備が予定されている新たな眺望スポット</p> <p>景観計画：浪の平鍋冠山ゾーン          歴まちランドデザイン：歴史・暮らし散策ゾーン          景観タイプ：近景～遠景          景観まちすじ：路地景観まちすじ（※ p55 対応）</p>
	

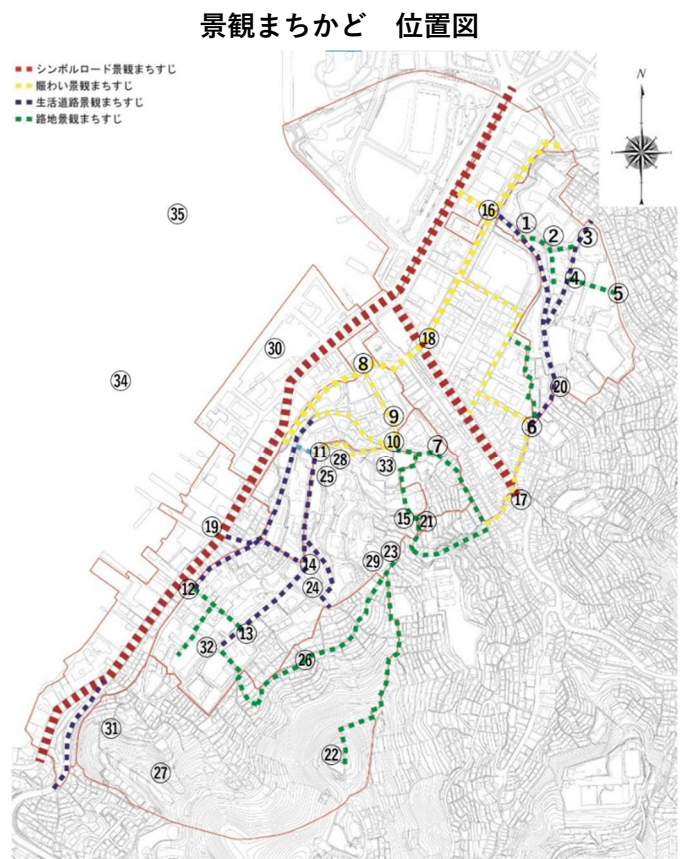
※保全：青色 改修：赤色

# 第5章 景観ガイドライン

<p><b>③③大浦天主堂</b></p> <p>西坂で殉教した日本二十六聖人にゆかりのある大浦天主堂から西坂の丘を望む</p> <p>景観計画： 南山手Bゾーン          歴まちグランドデザイン： 交流拡大ゾーン          景観タイプ： 近景～遠景          景観まちすじ： 路地景観まちすじ（※ p 55 対応）</p>	<p><b>③④湾央北</b></p> <p>長崎港から望む東山手・南山手、鍋冠山の立体的な景観</p> <p>景観計画： -          歴まちグランドデザイン： -          景観タイプ： 遠景          景観まちすじ： その他</p>
	

<p><b>③⑤湾央中</b></p> <p>長崎港から2つの世界遺産を見上げる景観</p> <p>景観計画： -          歴まちグランドデザイン： -          景観タイプ： 遠景          景観まちすじ： その他</p>


※保全：青色 改修：赤色



## 第6章 景観まちづくりの推進について

### 6-1 運用体制

本ガイドラインは、主に長崎市、市民・事業者等、長崎居留地まちづくり協議会、専門家の体制で運用します。

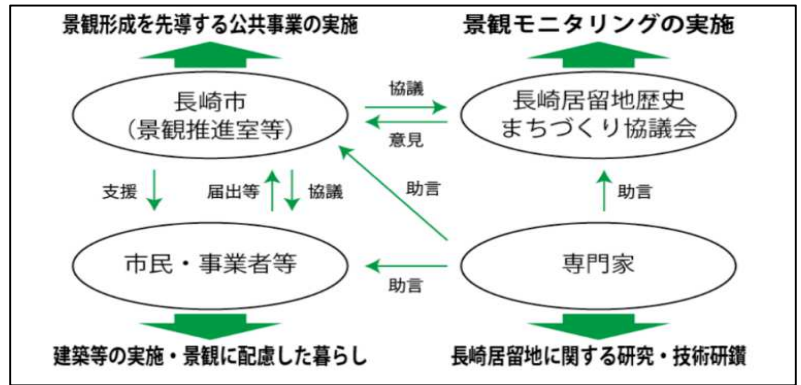
条例等に基づく建築物や工作物の新築・改築等については、長崎市と市民・事業者等（行為者）で協議を行ってください。

市民や事業者等は、法や条例に基づかない行為や日常生活についても、本ガイドラインの内容を基にした景観への配慮、協力をお願いします。

長崎市は、景観形成を先導する公共事業の実施に努め、公共事業等の景観に重大な影響を与える恐れがある行為については、長崎居留地歴史まちづくり協議会と協議を行います。

長崎居留地歴史まちづくり協議会は、景観モニタリングを実施し、地域の景観の変化を監視する役割も担います。

学識経験者や伝統工法技術者等の専門家は、長崎居留地を専門とする人材を育成し、景観まちづくりを専門的にサポートする役割を担います。



運用体制



長崎居留地歴史まちづくり協議会

### 6-2 時代の変化への対応

#### (1) 気候風土適応住宅等への対応

令和7年（2025）の改正建築基準法施行にあたり、4号特例廃止や省エネ基準の完全実施によって、歴史的建造物の活用やその様式を守る建築物の新築のハードルが上がることから、これを緩和するための建築基準法3条適用除外や気候風土適応住宅への選定にも本ガイドラインを活用します。

#### (2) 情報社会への対応

近年では良好な景観がSNS等で手軽に発信されるようになり、人を感動させる圧倒的な景観スポットがあれば、そこで撮影された写真・動画は世界中の人に共有される可能性があります。そのため、これまで以上に、細かな部分に配慮した景観形成を行う必要があります。

また、多様な主体で景観まちづくりを推進するにあたっては、様々なデータや情報機器の活用や主体間での情報共有の仕組みづくり等、国が進めるDXまちづくりへの対応を進めていきます。

## 第6章 景観まちづくりの推進について

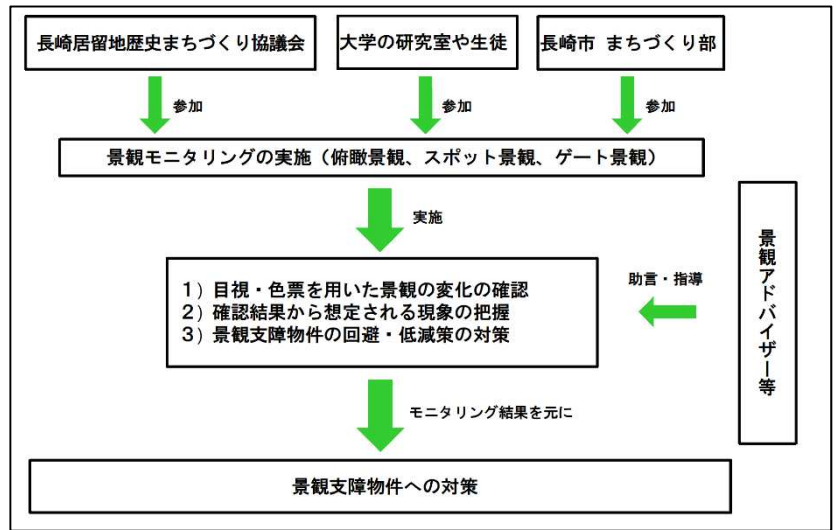
### 6-3 景観モニタリング

建築物や工作物等は経年変化で劣化してしまうもの、風合いが増すことで見映えするものなど、多様なものが存在しています。

そこで、本ガイドラインの効果を持続的に発現できるよう、年に1回程度「景観モニタリング」の取り組みを推奨します。

長崎居留地歴史まちづくり協議会での活動を中心に、長崎市や専門家等と協働しながら、継続的に取り組むものとしします。

また、モニタリング結果については関係者で共有し、今後の景観まちづくりに役立てていきます。



景観モニタリングの仕組み

### 6-4 次世代との協働

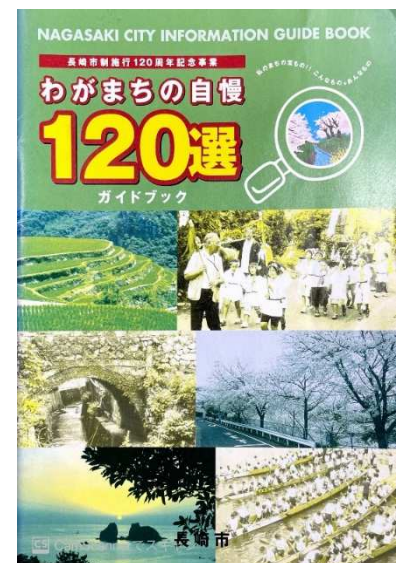
長崎居留地歴史まちづくり協議会では、「ふるさと教育」に重点的に取り組んでおり、この地区にある小学校、中学校、高校、大学と連携し、地区の現状や課題、将来像などについて子供や学生、教員、保護者たちと共に学び、考える機会を創出しています。大浦小学校では長崎県建築士会、地域、市が協働して「景観教室」を開催し、子供たちが地域の景観資産や課題について現地調査や意見交換を通して学んでいます。そのほか、学校で地域の歴史に関する講座、長崎居留地歴史まちづくり協議会で海星高校や活水女子大学との意見交換等を行っており、次世代との協働が盛んにおこなわれています。今後もこうした取り組みを強化していく必要があります。



大浦小学校景観教室

### 6-5 地域での顕彰活動

昭和63年(1988)に開始した「長崎市都市景観賞」のように、自治体単位の景観顕彰制度は多くの都市で創設されており、景観まちづくりを進める上で長年推進されてきました。しかし、身近な景観資産の保全や地域住民の小さな活動を応援するためには、地域単位での顕彰制度が必要です。市では市政施行120周年を記念して「わがまち自慢120選」に取り組み、各地域から応募された自慢の歴史的建造物、自然、建物、活動等を選定しガイドブックにまとめ、市民に広く発信しました。こうした身近な景観の顕彰活動に地域主体で継続的に取り組むことが重要です。



わがまちの自慢120選

## 6-6 支援制度

### (1) 現在の支援制度

景観まちづくりの推進に向けて、景観重要建造物、伝統的建造物群保存地区、賑わいづくりを対象とした支援制度があります。

#### ■ 長崎市景観形成助成金（景観重要建造物への支援）※一部

対 象	補助率	限度額
基本設計及び実施設計に係る費用	1/3 以内	100 万円
建築物（門及び塀を除く）の新築、増築、改築又は大規模な修繕、若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用	1/2 以内	200 万円
門及び塀の新築、増築、改築又は大規模な修繕、若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用	1/2 以内	100 万円
擁壁及び石垣の新築、増築、改築又は大規模な修繕、若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用	1/3 以内	200 万円

#### ■ 伝統的建造物群保存地区への支援

種類	対 象	補助率	限度額
管理	伝統的建造物の防災設備などに要する経費	1/2 以内	200 万円
修理	伝統的建造物の外観の修理に要する経費	2/3 以内	
修景	一般の建築物を伝統的建造物風にするために要する経費	1/2 以内	600 万円
復旧	環境物件の復旧に要する経費	1/2 以内	

#### ■ 賑わいづくりへの支援（まちなかの賑わいづくり活動支援補助制度）

対 象	補助率	限度額
地域の魅力を発信する活動、歴史的建造物等を活用する活動、街並みの連続性を高める活動、地域の資源を活かした商品の開発に係る活動、長崎の伝統産業を活かした活動、その他（まちなかの賑わいの創出に効果があると認められる活動）	1/2 以内	200 万円

### (2) 今後検討する支援制度

景観形成重点地区を対象とした修景助成金について検討を行っていきます。

#### ■ 修景に対する支援

景観まちすじ沿道の家屋について、本ガイドラインに基づく修景整備を対象とした助成金を検討します。

参考事例として、中島川・寺町地区景観形成重点地区の一部区域では、町家の改修や建物を町家風に修景する際の助成金を平成 22 年度に創設し、令和 4 年度までに 47 件の事業が行われたことで、和風の町並みづくりが一気に進みました。



中島川・寺町地区の町家

# Higashiyamate and Minamiyamate

## Community Development & Urban Regeneration Guidelines

